

・金融政策決定会合における決定の内容

1．金融政策運営に関する決定事項等

(20年10月7日決定)

金融市場調節方針の決定に関する件

(案件)

1．次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとすること。

記

無担保コールレート(オーバーナイト物)を、0.5%前後で推移
するよう促す。

2．対外公表文は別途決定すること。

(20年10月7日決定)

当面の金融政策運営についての公表に関する件

(案件)

標題の件に関し、別紙のとおり対外公表すること。

(別紙)

2008年10月7日
日本銀行

当面の金融政策運営について

- 1．日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を、以下のとおりとすることを決定した(全員一致^(注))。

無担保コールレート（オーバーナイト物）を、0.5%前後で推移するよう促す。

2. わが国の景気は、エネルギー・原材料価格高の影響や輸出の増勢鈍化が続いていることなどから停滞しており、当面、海外経済の減速が明確化するもとで、こうした状態が続く可能性が高い。先行きについては不確実性が大きいものの、やや長い目でみれば、エネルギー・原材料価格高の影響が薄れ、海外経済も減速局面を脱するにつれて、次第に緩やかな成長経路に復していくと予想される。物価面では、消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、エネルギーや食料品の価格上昇などから、足許+2%台半ばと90年代前半以来の高い伸びとなっている。先行きは、当面現状程度の上昇率で推移した後、徐々に低下していくと予想される。このように、わが国経済は、やや長い目でみれば、物価安定の下での持続的な成長経路に復していくとみられる。

3. リスク要因をみると、米欧の金融機関の破綻などを背景に国際金融資本市場の緊張が強まっており、また、世界経済には下振れリスクがある。国内民間需要については、これまでの交易条件の悪化を反映した所得形成の弱まりから下振れるリスクがある。設備・雇用面での調整圧力を抱えていないとはいえ、景気の下振れリスクには注意が必要である。物価面では、世界的に高い物価上昇率が続いている。わが国の物価については、エネルギー・原材料価格の動向に加え、消費者のインフレ予想や企業の価格設定行動の変化など、上振れリスクに注意が必要である。この間、景気の下振れリスクが薄れる場合には、緩和的な金融環境の長期化が経済・物価の振幅をもたらすリスクが高まると考えられる。

4. 日本銀行としては、経済・物価の見通しとその蓋然性、上下両方向のリスク要因を丹念に点検しながら、それらに応じて機動的に金融政策運営を行っていく。また、国際金融資本市場の動向を注視しつつ、引き続き、金融市場の安定確保に努めていく方針である。

以上

（注）賛成：白川委員、西村委員、須田委員、水野委員、野田委員、中村委員、亀崎委員。 反対：なし。

(20年10月14日決定)

金融市場調節方針の決定に関する件

(案件)

次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとし、別添のとおり公表すること。

記

無担保コールレート(オーバーナイト物)を、0.5%前後で推移
するよう促す。

(別添)

2008年10月14日

日本銀行

当面の金融政策運営について

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を、以下のとおりとすることを決定した(全員一致^(注))。

無担保コールレート(オーバーナイト物)を、0.5%前後で推移
するよう促す。

(注) 賛成：白川委員、西村委員、須田委員、水野委員、野田委員、中村委員、亀崎委員
反対：なし

(20年10月31日決定)

金融市場調節方針の決定に関する件

(案 件)

1. 次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとし、公表後直ちに実施すること。

記

無担保コールレート(オーバーナイト物)を、0.3%前後で推移
するよう促す。

2. 対外公表文は別途決定すること。

(20年10月31日決定)

基準割引率および基準貸付利率の変更に関する件

(案 件)

1. 日本銀行法第33条第1項第1号の手形の割引に係る基準となるべき割引率(以下「基準割引率」という。)および同項第2号の貸付けに係る基準となるべき貸付利率(以下「基準貸付利率」という。)を、下記のとおりとし、公表後直ちに実施すること。

記

基準割引率および基準貸付利率 年0.5%

2. 対外公表文は別途決定すること。

(20 年 10 月 31 日決定)

「資金供給円滑化のための補完当座預金制度基本要領」における
適用利率の設定に関する件

(案 件)

1 . 「資金供給円滑化のための補完当座預金制度基本要領」における、金融
市場調節方針において誘導目標として定める無担保コールレート（オーバー
ナイト物）の水準から差し引く数値を、下記のとおりとすること。

記

金融市場調節方針において誘導目標として定める 無担保コールレート（オーバーナイト物）の水準か ら差し引く数値	0 . 2 %
--	---------

2 . 対外公表文は別途決定すること。

(20年10月31日決定)

金融政策の変更等についての公表に関する件

(案件)

標題の件に関し、別紙のとおり対外公表すること。

(別紙)

2008年10月31日
日本銀行

金融政策の変更等について

1. 米欧の金融危機に端を発する世界経済の調整は、最近、一層厳しさを増している。こうした状況のもとで、日本経済は、輸出の頭打ちや既往のエネルギー・原材料高の影響などから、当面、停滞色の強い状態が続くものと見込まれる。物価面では、なお高めの消費者物価上昇率が続いているものの、国際商品市況の低下を反映して、徐々に上昇率は低下していくとみられる。景気・物価に関する先行きのリスクをみると、景気の下振れリスクが高まっている一方で、物価の上振れリスクは以前に比べ低下している。
2. 日本銀行は、国際金融資本市場での緊張が著しく高まる状況において、わが国金融市場の安定を確保することが中央銀行としてなし得る重要な貢献であるとの認識のもと、これまで、流動性供給面での様々な措置を、迅速かつ果敢に実施してきた。さらに、本日の政策委員会・金融政策決定会合においては、以下のとおり、政策金利を引き下げるとともに、金融調節面での対応力を強化することを通じて、緩和的な金融環境の確保を図ることが必要と判断した。

(1) 金融市場調節方針の変更(賛成4反対4^(注1))

無担保コールレート(オーバーナイト物)の誘導目標を0.2%引き下げ、0.3%前後で推移するよう促す(公表後直ちに実施)。(別添1)

(2) 基準貸付利率^(注2)の変更(全員一致^(注3))

補完貸付については、その適用金利である基準貸付利率を0.25%引

き下げ、0.5%とする（公表後直ちに実施）。

（3）補完当座預金制度の導入（全員一致^{（注4）}）

金融市場の安定を確保する観点から、年末、年度末に向け、積極的な資金供給を一層円滑に行い得るよう、日本銀行当座預金のうち所要準備額を超える金額について利息を付す措置を臨時に導入し、11月積み期から来年3月積み期までの間、実施することとする。適用利率は、0.1%とする。（別添2）

3. 現在、世界経済は、2000年代半の数年にわたって蓄積された様々な不均衡の調整局面を迎えており、当分の間、厳しい経済情勢が続く可能性が高い。こうした世界経済の動向を背景に、日本経済の回復に向けた条件が整うには相応の時間を要するとみられる。日本銀行としては、今後とも、緩和的な金融環境の確保を通じて、物価安定の下での持続的成長経路への復帰に向け、最大限の貢献を行っていく方針である。

以 上

（注1）賛成：白川委員、山口委員、西村委員、野田委員。反対：須田委員、水野委員、中村委員、亀崎委員。可否同数のため議長が決した。

（注2）日本銀行法第15条第1項第2号に規定する「基準となるべき貸付利率」。なお、同第1号の「基準となるべき割引率」も0.5%とする（手形割引の取り扱いは現在停止中）。

（注3）賛成：白川委員、山口委員、西村委員、須田委員、水野委員、野田委員、中村委員、亀崎委員。反対：なし。

（注4）賛成：白川委員、山口委員、西村委員、須田委員、水野委員、野田委員、中村委員、亀崎委員。反対：なし。

(別添1)

2008年10月31日
日 本 銀 行

当面の金融政策運営について

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を以下のとおりとし、公表後直ちに実施することを決定した(賛成4反対4^(注))。

無担保コールレート(オーバーナイト物)を、0.3%前後で推移するよう促す。

以 上

(注) 賛成：白川委員、山口委員、西村委員、野田委員。反対：須田委員、水野委員、中村委員、亀崎委員。可否同数のため議長が決した。

(別添2)
2008年10月31日
日本銀行

補完当座預金制度の導入について

1. 日本銀行は、本年10月8日に公表した方針に基づき、金融市場の安定確保の観点から、金融調節面で更に改善を図る方策の一環として、日本銀行当座預金制度の運用について検討してきたが、本日の金融政策決定会合において、補完当座預金制度の導入を決定した¹。
2. 現在、国際金融資本市場では緊張状態が続いており、その影響はわが国の金融市場にも及んできている。こうした中で、日本銀行は、金融市場の安定確保のため、年末および年度末に向けて積極的な資金供給を行っていく方針である。このような積極的な資金供給の下では、日本銀行の政策金利である無担保コールレート（オーバーナイト物）がその誘導目標から大きく下方に乖離する可能性がある。
3. 補完当座預金制度は、臨時の措置として、いわゆる「超過準備」²に対して、コールレートの誘導目標を下回る利率によって利息を付すものである。本制度の導入によって、コールレートを目標水準に適切に誘導しつつ、積極的な資金供給を一層円滑に行い得るようになり、金融調節面での対応力の強化につながるものと考えている。
4. 本制度の適用利率は、短期金融市場の円滑な機能を確保することに配慮し、コールレートの誘導目標（0.3%）から0.2%を差し引いた0.1%とすることとした。本制度は、本年11月の準備預金積み期（11月16日～12月15日）から来年3月の同積み期（3月16日～4月15日）まで実施することとしている。
5. 日本銀行としては、本制度も活用しつつ、今後とも、適切な金融調節の実施を通じて、金融市場の安定確保に全力を挙げていく所存である。

以 上

¹ 決定の内容については、『『資金供給円滑化のための補完当座預金制度基本要領』の制定等について』を参照。

² 日本銀行当座預金および準備預り金の残高のうち、準備預金制度に基づく所要準備を超える金額。

(20年10月31日決定)

「経済・物価情勢の展望(2008年10月)」の基本的見解を決定する件

(案件)

標題の件に関し別紙のとおり決定すること。

(別紙)

2008年10月31日
日本銀行

経済・物価情勢の展望(2008年10月)

【基本的見解】¹

2008年度から2010年度にかけてのわが国の経済・物価を取り巻く環境を展望すると、国際的な金融情勢の展開やその実体経済への影響、国際商品市況の動向など、著しく不確実性が高まっている。こうした状況下では、先行きの経済・物価動向を見通すに当たって、中心的な見通しの蓋然性が、これまでに比べて高いことを踏まえ、リスク要因を注意深く点検することが従来以上に重要である。以下、この点を十分に踏まえた上で、経済・物価情勢を検討することとする。

(経済情勢の見通し)

わが国経済は、既往のエネルギー・原材料価格高の影響や輸出の頭打ちなどから、停滞色が強まっている。2008年度前半の経済は、7月の中間評価時点と比べると、海外経済の下振れや交易条件の悪化に伴う実質購買力の低下を背景に、輸出、国内民間需要ともに下振れて推移したとみられる。

¹10月31日開催の政策委員会・金融政策決定会合で決定されたものである。

先行き 2008 年度後半から 2010 年度を展望すると、2009 年度半ば頃までは、停滞色が強い状態が続くと見込まれる。すなわち、既往の交易条件悪化の影響などから、国内民間需要は弱めに推移する可能性が高い。輸出についても、海外経済の減速や為替円高を背景に、弱めの動きとなるとみられる。その後、エネルギー・原材料価格高の影響が薄れ、海外経済も減速局面を脱するにつれて、成長率が徐々に高まっていく姿が想定されるが、その時期は 2009 年度半ば以降となる可能性が高い。

2008 年度、2009 年度の成長率は、年度平均でみると、それぞれ 0 % 程度、0 % 台半ばで推移した後、2010 年度の成長率は潜在成長率並みになると考えられる²。

こうした見通しの内容を、やや詳しくみると、以下の通りである。

■ 海外経済

海外経済は、当面、減速が続くとみられる。米国では、住宅価格の大幅な下落が続いており、金融機関の貸出姿勢も厳格化している。このため、政策金利は低水準であるにもかかわらず、金融環境はタイト化しており、民間需要に対して下押し圧力がかかっている。このように、米国では、金融・実体経済の負の相乗作用が生じており、当面、成長率は低い水準に止まると見込まれる。欧州経済も、既往のエネルギー・原材料価格高による域内民間需要の弱まりに加え、輸出環境の悪化や金融環境のタイト化の影響などから減速が続くほか、アジアにおける新興国でも輸出環境の悪化などから成長率はやや鈍化すると考えられる。

先行きは、米欧の金融危機やその影響が、どのように収束するか大きく依存し、特に米国経済の動向が重要である。米国経済については、住宅市場における調整が進展し、金融システム面での対策の効果が現れるにつれて、次第に持続可能な成長経路に復していく姿が見込まれるが、その時期は見通し期間の後半になると想定している。これに伴い、海外経済全体の成長率の回復が明確化してくる

² 潜在成長率は、1 % 台半ばないし後半とみられる。

のは、2009年度半ば以降になるものと考えられる。

■ 企業部門

企業部門では、既往の原材料価格高に加え、海外経済減速や円高の影響などから、当面、厳しい収益環境が続くものと考えられる。設備投資は、グローバル需要の拡大が中長期的に持続するという期待が維持されれば、企業の設備過剰感が強くない状態が続き、省エネ・省資源化対応などの投資も見込まれることから、大きく落ち込む可能性は低い。しばらくの間は弱めの動きが続く可能性が高い。先行きは、原材料価格高の影響が一巡し、海外経済が減速局面を脱するにつれて、収益環境が改善していくのに伴い、設備投資の伸びも徐々に回復していくと見込まれる。

■ 家計部門

個人消費は、エネルギーや食料品の価格上昇や、雇用・所得環境の悪化により、当面、伸び悩む可能性が高い。先行き、エネルギーや食料品価格の上昇テンポが鈍化し、雇用・所得環境が改善するにつれて、次第に個人消費の伸びも回復していく姿が想定される。

■ 金融環境

現在の低い金利水準は、緩和的な金融環境を通じて民間需要を下支えするとみられる。すなわち、現在、実質短期金利は、潜在成長率と比較しても、引き続き低い水準で推移している。中長期金利は、市場参加者の景気見通しなどを反映して低下してきた。金融環境の評価に当たっては、信用スプレッドやアベイラビリティ（資金量の面での制約）の動向も重要である。わが国の金融資本市場は、欧米に比べると、市場流動性の面での問題は小さく、金融資本市場における信用スプレッドの水準も総じて低い。しかし、短期金融市場では神経質な展開が続いているほか、株価が大幅に下落するなど、国際的な金融面での動揺の影響が、わが国の金融資本市場にも波及してきている。金融機関の融資姿勢やC P・社債市

場における投資家の投資姿勢など、企業の資金調達環境の面でも、企業収益の減少や金融機関の信用コストの増加を反映して、見通し期間の半ば頃までは、厳しさが増していく可能性が高い。

(物価情勢の見通し)

以上の経済の見通しのもとで、物価を巡る環境についてみると、まず、労働や設備といった資源の稼働状況については、現在、過去の平均ないしそれを若干下回る水準にある。先行きは、当面、成長率が潜在成長率を下回るため、需給バランスは緩和の方向で推移するとみられる。その後、景気が停滞局面を脱するにつれて、資源の稼働状況も緩やかに回復していく姿が想定される。この間、ユニット・レーバ・コスト（生産1単位当たりの人件費）は、弱めの動きが続く可能性が高い。購入頻度の高い品目の価格が上昇していることなどから、民間経済主体の短期的なインフレ予想は、足もとでは、高めの水準となっていると考えられる。もっとも、長期金利の動向等からみて、中期的なインフレ予想は落ち着きを維持しているとみられ、輸入物価上昇の転嫁分を超えるような物価上昇という二次的効果は生じていない。

物価指数に即してみると、国内企業物価指数は、原油などの商品市況や為替相場にも大きく左右されるが、国際商品市況が再び騰勢を強めない限り、落ち着いた動きとなっていく可能性が高い。

消費者物価指数（除く生鮮食品）の前年比は、中期的なインフレ予想が安定的に推移するとみられる中、需給ギャップや賃金が弱めの動きを続けるほか、エネルギーや食料品価格の落ち着きを反映して、徐々に低下していくと考えられる。その結果、年度平均でみると、2008年度は1%台半ば、2009年度は0%前後、2010年度は0%台前半の伸び率となると予想される。

(上振れ・下振れ要因)

以上述べた相対的に蓋然性が高いと判断される見通しについては、経済・物価の面で上下両方向のリスクがあり、特に現在のように不確実性が極めて高い状況においては、こうした要因に十分留意する必要がある。

まず、先行きの経済情勢については、以下のような上振れまたは下振れ要因がある。

第1に、米欧の金融危機の帰趨とその影響である。2007年夏に米国サブプライム住宅ローン問題が表面化して以降、証券化商品価格の大幅な下落や実体経済の悪化に伴う不良債権の増加などを背景に、米欧金融機関の損失拡大が続いている。このため、金融機関の貸出姿勢が厳格化するとともに、金融資本市場においては、流動性が逼迫する中で、各種の信用スプレッドが拡大するなど緊張が著しく強まっている。今後、金融資本市場の緊張が更に強まる場合には、金融機関や投資家のリスクテイク能力が低下する結果、金融環境が更にタイト化し、金融・実体経済の負の相乗作用が強まることによって、米欧の景気は下振れる可能性がある。また、各国政府や中央銀行の各種対策等によって、金融資本市場の緊張が緩和された後も、金融機関や投資家のリスクテイク姿勢が変化した影響は、残存する可能性も大きい。

第2に新興国・資源国の動向である。中国では、幾分減速しつつも、高い成長が続いており、マクロ経済政策の動向次第では、成長率が上振れる可能性がある。一方、先進国経済の減速の影響が予想よりも大きい場合には、成長率が下振れるリスクもある。その他の新興国では、国際金融資本市場、先進国経済、資源価格の動向次第で、上下両方向のリスクが存在する。資源国では、インフラ投資など積極的な支出活動の拡大により、成長率が上振れる可能性がある。一方、資源価格の反落傾向が持続する場合には、資源国における支出活動が抑制され、成長率

が下振れるリスクがある。

第3に、エネルギー・原材料価格の動向である。原油をはじめとする国際商品市況は足もとで反落しているが、中期的にみると、新興国を中心とする需要に支えられて、緩やかに上昇すると想定している。世界経済が持続可能な水準以上で成長した場合、国際商品市況が想定以上に上昇し、各国でインフレ圧力の高まりにつながるリスクがある。その場合、その後の景気下振れ要因となるおそれもある。また、資源輸入国にとっては、海外への所得流出が増加することになり、わが国の企業や家計の支出活動にマイナスの影響を及ぼす可能性がある。一方、国際商品市況の下落が続く場合には、交易条件の改善を通じて、国内民間需要を下支えし、成長率が上振れる要因となる。ただし、国際商品市況の下落が、専ら世界経済の下振れを反映している場合には、輸出の減少も同時に生じることには留意する必要がある。

第4に、企業の成長期待の動向である。見通しでは、経済が停滞する中であっても、中長期的なグローバル需要への成長期待は崩れることなく、企業の設備投資は緩やかに回復することを想定している。しかし、海外経済の減速が大幅なものとなったり、長引いたりする場合には、企業の成長期待が低下し、設備投資を中心に見通しが下振れる可能性がある。

第5に、金融環境の動向である。今後、国際金融資本市場の緊張が更に高まり、わが国の市場への影響が強まる場合や、金融機関の貸出態度が厳しさを増す場合などには、金融面から実体経済への下押し圧力が高まる可能性がある。一方、やや長い目でみた場合には、成長率が徐々に高まっていく中で、緩和的な金融環境が続く場合、金融・経済活動や物価の振幅が大きくなるリスクには、引き続き留意する必要がある。2000年代半ば頃からの世界経済を振り返ると、緩和的な金融環境が続くもとで、それ以前に比べて高い成長が長期間にわたって続き、その間に、実体経済や金融面で不均衡が蓄積したと考えられる。現在の世界的な金融の

混乱やエネルギー・原材料価格の高騰とその後の世界経済の成長率鈍化も、こうした不均衡の調整過程で生じている現象とみられる。

次に、物価上昇率の先行きについても、上振れ・下振れ両方向の不確実性が高いことに留意する必要がある。経済活動水準の変動について上述のような上振れ・下振れ要因が顕現化した場合、物価にも相応の影響を及ぼすとみられる。また、物価に固有のリスク要因としては、第1に、家計のインフレ予想や企業の価格設定行動が挙げられる。消費者の購入頻度の高い財・サービスの価格上昇が続けば、消費者のインフレ予想は高い状態が続く可能性がある。また、企業においても、既往の原材料価格の上昇を製品価格に転嫁する動きが続き、中期的なインフレ予想が上振れるリスクがある。これらの場合、物価は予想より上振れることになる。一方、競争環境が厳しいもとで、企業のコスト削減努力などにより価格上昇が想定ほど進まないケースも生じうる。第2に、輸入物価の動向が挙げられる。原油をはじめとする一次産品の価格動向には上下両方向に不確実性が大きい。世界経済の下振れリスクが顕現化する場合には、一次産品価格も更に下落し、消費者物価の下落につながる可能性がある。また、為替相場の変動も、实体经济の振幅を通じるルートに加え、輸入物価の変化を通じて、消費者物価に相応の変化をもたらし得る。

（金融政策運営）

日本銀行は、物価安定のもとでの持続的成長を実現するため、「中長期的な物価安定の理解」（金融政策運営に当たり、各政策委員が、中長期的にみて物価が安定していると理解する物価上昇率）を念頭に置いた上で、経済・物価情勢について2つの「柱」による点検を行い、先行きの金融政策運営の考え方を整理することとしている³。

³ 2008年4月に点検した「中長期的な物価安定の理解」は、消費者物価指数の前年比で0～2%程度の範囲内にあり、委員毎の中心値は、大勢として、1%程度となっている。

まず、第1の柱、すなわち先行き2010年度までの経済・物価情勢について、相対的に蓋然性が高いと判断される見通しについて点検する。上述した通り、わが国経済は、2009年度半ば以降、潜在成長率に向かって成長率が徐々に高まっていく姿が想定されるが、当面は、停滞色が強い状態が続くと見込まれる。また、消費者物価指数（除く生鮮食品）の前年比は、当面は、2%台半ばの水準から徐々に低下し、2009年度に0%前後となった後、2010年度には0%台前半になるとみられる。このように、わが国経済は、やや長い目で見れば、物価安定のもとでの持続的な成長経路に復していく可能性が相対的に高いと判断される。ただし、こうした見通しは、世界経済の見通しに大きく依存する。世界経済や国際金融資本市場の状況を踏まえると、世界経済全体の調整が進捗し、日本経済の回復に向けた条件が整うには、相応の時間を要するとみられるほか、見通しに関する不確実性が高まっている点には十分留意する必要がある。

次に、第2の柱、すなわち、より長期的な視点も踏まえつつ、金融政策運営の観点から重視すべきリスクを点検する。前述の通り、国際金融資本市場・米欧金融システムや海外経済を巡る不確実性など、景気の下振れリスクが高まっていることに注意する必要がある。また、金融機関の貸出態度が厳しさを増す場合には、わが国においても、金融面から実体経済への下押し圧力が高まる可能性があることについては留意する必要がある。物価面では、エネルギー・原材料価格の更なる上昇や、消費者のインフレ予想や企業の価格設定行動の変化により、物価が上振れるリスクには注意する必要がある。ただし、物価の上振れリスクは、以前と比べると小さくなっていると考えられる。一方、景気の下振れリスクが顕現化した場合や国際商品市況が更に下落した場合には、物価上昇率が想定以上に低下する可能性もある。

以上の2つの柱に基づく点検を踏まえると、日本経済は、やや長い目で見れば、物価安定のもとでの持続的な成長経路に復していく姿が想定されるものの、こう

した見通しに対する不確実性は高まっており、実体経済の下振れリスクも大きく
なっている。

日本銀行としては、経済・物価の見通しとその蓋然性、上下両方向のリスク要
因を丹念に点検しながら、適切に金融政策を運営していく方針である。特に、当
面は、米欧金融システムや国際金融資本市場の動向とその影響を中心に、経済の
下振れリスクに注意を払う必要がある。

金融資本市場の緊張が高まる局面において、中央銀行としてなし得る重要な貢
献は、流動性供給を通じた金融市場の安定維持である。低金利による金融緩和効
果を最大限に発揮するためにも、金融市場の安定は重要な条件となる。日本銀行
は、今後とも、各国中央銀行と緊密な連絡をとりつつ、市場動向を注意深くモニ
ターし、適切な金融市場調節を行うことで、金融市場の安定確保に万全を期して
いく。

以 上

(参考1)

政策委員の大勢見通し

対前年度比、%。なお、< >内は政策委員見通しの中央値。

	実質GDP	国内企業物価指数	消費者物価指数 (除く生鮮食品)
2008年度	+0.1~+0.2 <+0.1>	+4.3~+4.8 <+4.6>	+1.5~+1.6 <+1.6>
7月時点の見通し	+1.2~+1.4 <+1.2>	+4.7~+5.0 <+4.8>	+1.7~+1.9 <+1.8>
2009年度	+0.3~+0.7 <+0.6>	-1.4~-0.4 <-0.8>	-0.2~+0.2 <0.0>
7月時点の見通し	+1.4~+1.6 <+1.5>	+1.8~+2.0 <+1.8>	+1.0~+1.2 <+1.1>
2010年度	+1.5~+1.9 <+1.7>	-0.3~+0.5 <+0.3>	+0.1~+0.5 <+0.3>

(注1)「大勢見通し」は、各政策委員が最も蓋然性の高いと考える見通しの数値について、最大値と最小値を1個ずつ除いて、幅で示したものであり、その幅は、予測誤差などを踏まえた見通しの上限・下限を意味しない。

(注2)各政策委員は、政策金利について市場金利に織り込まれたとみられる市場参加者の予想を参考にしつつ、上記の見通しを作成している。

(注3)政策委員全員の見通しの幅は下表の通りである。

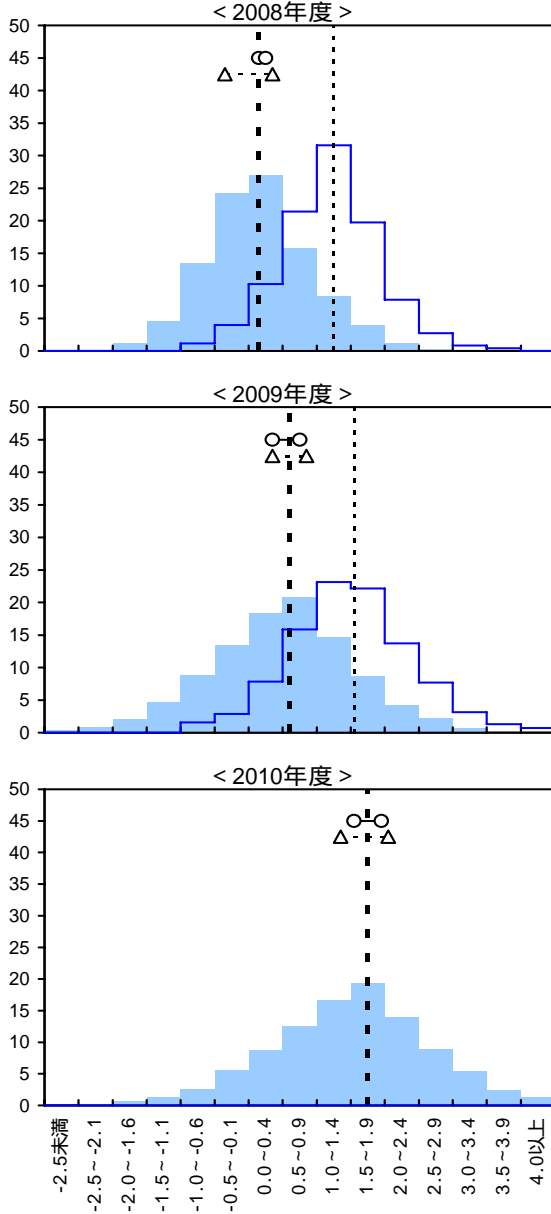
対前年度比、%。

	実質GDP	国内企業物価指数	消費者物価指数 (除く生鮮食品)
2008年度	-0.4~+0.3	+4.0~+4.8	+1.5~+1.7
7月時点の見通し	+1.1~+1.5	+4.6~+5.2	+1.5~+2.0
2009年度	+0.3~+0.8	-1.5~-0.2	-0.3~+0.3
7月時点の見通し	+1.4~+1.7	+1.7~+2.4	+1.0~+1.3
2010年度	+1.3~+2.0	-0.3~+0.6	-0.1~+0.5

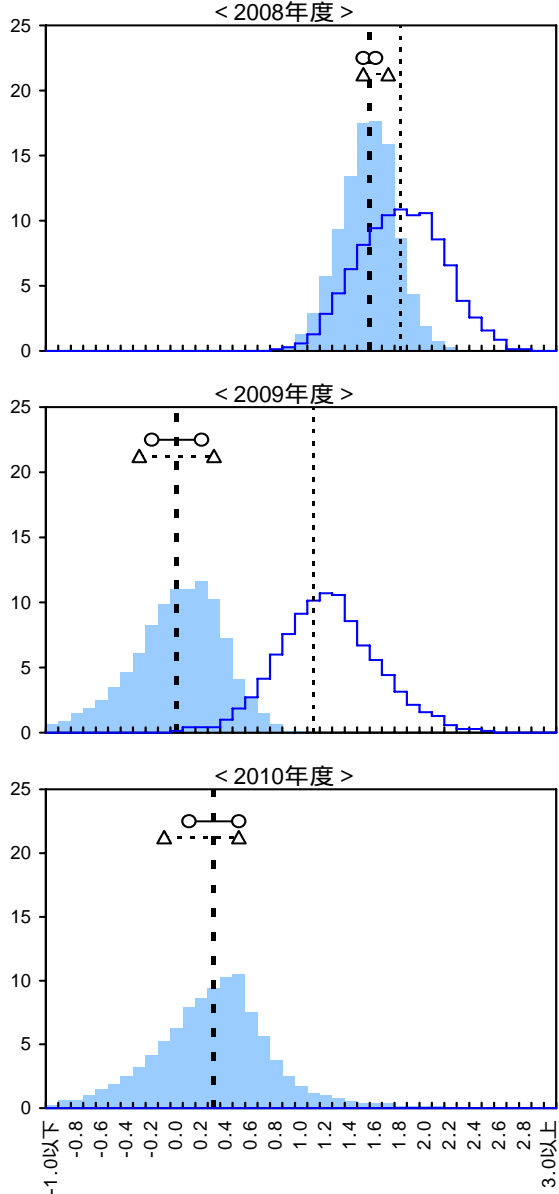
(参考2)

リスク・バランス・チャート

(1) 実質GDP



(2) 消費者物価指数(除く生鮮食品)



- (注1) 縦軸は確率(%)を、横軸は各指標の値(前年比、%)を示す。今回の確率分布は棒グラフで示されている。実線は7月時点の確率分布を表す。
- (注2) 縦の太点線は、政策委員の見通しの中央値を表す。また、 Δ で括られた範囲は政策委員の大勢見通しを、 \circ で括られた範囲は全員の見通しを、それぞれ表す。
- (注3) 縦の細点線は、7月時点の政策委員の見通しの中央値を表す。
- (注4) リスク・バランス・チャートの作成手順については、本年4月の「経済・物価情勢の展望」BOXを参照。

(20年11月21日決定)

金融市場調節方針の決定に関する件

(案 件)

1. 次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとすること。

記

無担保コールレート(オーバーナイト物)を、0.3%前後で推移
するよう促す。

2. 対外公表文は別途決定すること。

(20年11月21日決定)

当面の金融政策運営についての公表に関する件

(案 件)

標題の件に関し、別紙のとおり対外公表すること。

(別 紙)

2008年11月21日
日 本 銀 行

当面の金融政策運営について

1. 日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を、以下のとおりとすることを決定した(全員一致^(注))。

無担保コールレート(オーバーナイト物)を、0.3%前後で推移するよう促す。

2. わが国の景気は、既往のエネルギー・原材料価格高の影響や輸出の減少などから停滞色が強まっており、当面、こうした状態が続く可能性が高い。物価面では、消費者物価(除く生鮮食品)の前年比は、足もと+2%台半ばとなっているが、石油製品価

格の下落や食料品価格の落ち着きを反映して、低下していくと予想される。先行きについては、わが国経済は、やや長い目でみれば、物価安定のもとでの持続的な成長経路に復していく可能性が相対的に高いと判断される。ただし、こうした見通しに関する不確実性は高く、世界経済の減速や国際金融資本市場の動揺を踏まえると、回復への条件が整うには、相応の時間を要するとみられる。

3．リスク要因をみると、米欧の金融情勢や世界経済の動向次第では、わが国の景気が更に下振れるリスクがあることに注意する必要がある。また、金融機関の貸出姿勢や社債・CP市場の動向など金融環境が一層厳しさを増す場合には、金融面から实体经济への下押し圧力が高まる可能性がある。物価面では、上振れリスクは以前と比べ小さくなっている一方、景気の下振れリスクが顕在化した場合や国際商品市況が更に下落した場合には、物価上昇率が一段と低下する可能性もある。

4．日本銀行としては、経済・物価の見通しとその蓋然性、上下両方向のリスク要因を丹念に点検しながら、適切に金融政策運営を行っていく。また、国際金融資本市場の動向を注視しつつ、年末、年度末に向けた積極的な資金供給など、適切な金融調節の実施を通じて、引き続き、金融市場の安定確保に努めていく方針である。

また、上記の金融環境を踏まえ、企業金融の円滑化に資する観点から、当面、CP現先オペを一層活用していく。さらに、同様の観点から、民間企業債務の適格担保としての取扱いや民間企業債務を担保とする資金供給面の工夫について速やかに検討を行い、その結果を決定会合に報告するよう、議長より執行部に対し、指示がなされた。

以 上

(注) 賛成：白川委員、山口委員、西村委員、須田委員、水野委員、野田委員、中村委員、亀崎委員。

反対：なし。

(20年12月2日決定)

金融市場調節方針の決定に関する件

(案 件)

次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとし、別添のとおり公表すること。

記

無担保コールレート(オーバーナイト物)を、0.3%前後で推移
するよう促す。

(別 添)

2008年12月2日

日 本 銀 行

当 面 の 金 融 政 策 運 営 に つ い て

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を、以下のとおりとすることを決定した(全員一致^(注))。

無担保コールレート(オーバーナイト物)を、0.3%前後で推移
するよう促す。

以 上

(注) 賛成：白川委員、山口委員、西村委員、須田委員、水野委員、野田委員、中村委員、亀崎委員
反対：なし

(20年12月19日決定)

金融市場調節方針の決定に関する件

(案 件)

1. 次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとし、公表後直ちに実施すること。

記

無担保コールレート(オーバーナイト物)を、0.1%前後で推移
するよう促す。

2. 対外公表文は別途決定すること。

(20年12月19日決定)

基準割引率および基準貸付利率の変更に関する件

(案 件)

1. 日本銀行法第33条第1項第1号の手形の割引に係る基準となるべき割引率(以下「基準割引率」という。)および同項第2号の貸付けに係る基準となるべき貸付利率(以下「基準貸付利率」という。)を、下記のとおりとし、公表後直ちに実施すること。

記

基準割引率および基準貸付利率 年0.3%

2. 対外公表文は別途決定すること。

(20年12月19日決定)

補完当座預金制度に係る適用利率の決定に関する件

(案 件)

1. 「資金供給円滑化のための補完当座預金制度基本要領」における、金融市場調節方針において誘導目標として定める無担保コールレート(オーバーナイト物)の水準から差し引く数値を、下記のとおりとすること。

記

金融市場調節方針において誘導目標として定める
無担保コールレート(オーバーナイト物)の水準か 0%
ら差し引く数値

2. 対外公表文は別途決定すること。

(20年12月19日決定)

金融政策の変更等についての公表に関する件

(案 件)

標題の件に関し、別紙のとおり対外公表すること。

(別 紙)

2008年12月19日
日 本 銀 行

金融政策の変更について

1. 日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、以下のとおり、政策

金利を引き下げることと決定した。また、別紙のとおり、「金融調節手段に係る追加措置」を決定した（全員一致^(注1)）。

(1) 金融市場調節方針の変更（賛成7反対1^(注2)）

無担保コールレート（オーバーナイト物）の誘導目標を0.2%引き下げ、0.1%前後で推移するよう促す（公表後直ちに実施）。（別添1）

(2) 基準貸付利率^(注3)の変更（全員一致^(注4)）

補完貸付については、その適用金利である基準貸付利率を0.2%引き下げ、0.3%とする（公表後直ちに実施）。（別添2）

(3) 補完当座預金制度の適用利率（賛成7反対1^(注5)）

補完当座預金制度の適用利率については、0.1%とする（公表後直ちに実施）。（別添3）

2. わが国の経済情勢をみると、海外経済の減速により輸出が減少していることに加え、企業収益や家計の雇用・所得環境が悪化する中で、内需も弱まっている。金融環境をみると、全体として厳しい方向に急速に変化している。これらを背景に、わが国の景気は悪化しており、当面、厳しさを増す可能性が高い。物価面では、消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、足もと+2%程度となっているが、石油製品価格の下落や食料品価格の落ち着きを反映して、低下していくと予想される。経済・物価の先行きについては、物価安定のもとでの持続的な成長経路に復していく、との見通しに関する不確実性は高く、世界経済の減速や国際金融資本市場の動揺を踏まえると、わが国経済の回復に向けた条件が整うには、相応の時間を要するとみられる。

3. リスク要因をみると、米欧の金融情勢や世界経済の動向次第では、わが国の景気が更に下振れるリスクがあることに注意する必要がある。また、金融機関の貸出姿勢や社債・CP市場の動向など金融環境が一層厳しさを増す場合には、金融面から实体经济への下押し圧力が高まる可能性がある。物価面では、景気の下振れリスクが顕在化した場

(注1) 賛成：白川委員、山口委員、西村委員、須田委員、水野委員、野田委員、中村委員、亀崎委員。反対：なし。

(注2) 賛成：白川委員、山口委員、西村委員、須田委員、水野委員、中村委員、亀崎委員。反対：野田委員。

(注3) 日本銀行法第15条第1項第2号に規定する「基準となるべき貸付利率」。なお、同第1号の「基準となるべき割引率」も0.3%とする（手形割引の取り扱いは今現在停止中）。

(注4) 賛成：白川委員、山口委員、西村委員、須田委員、水野委員、野田委員、中村委員、亀崎委員。反対：なし。

(注5) 賛成：白川委員、山口委員、西村委員、須田委員、野田委員、中村委員、亀崎委員。反対：水野委員。

合や国際商品市況が更に下落した場合には、物価上昇率が一段と低下する可能性もある。

4．日本銀行としては、わが国経済が、物価安定のもとでの持続的成長経路へ復帰していくために、今後とも、中央銀行としてなし得る最大限の貢献を行っていく方針である。また、民間金融機関に対しては、低金利環境や様々な金融調節面での諸措置を最大限活用し、適切な対応をとられることを強く期待している。

以 上

(別添1)

2008年12月19日
日 本 銀 行

当 面 の 金 融 政 策 運 営 に つ い て

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を以下のとおりとし、公表後直ちに実施することを決定した(賛成7反対1^(注))。

無担保コールレート(オーバーナイト物)を、0.1%前後で推移するよう促す。

以 上

(注) 賛成：白川委員、山口委員、西村委員、須田委員、水野委員、中村委員、亀崎委員。
反対：野田委員。

(別添2)

2008年12月19日

日 本 銀 行

基準割引率および基準貸付利率の変更について

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、日本銀行法第33条第1項第1号の手形の割引に係る基準となるべき割引率（基準割引率）および同項第2号の貸付けに係る基準となるべき貸付利率（基準貸付利率）を、下記のとおりとし、公表後直ちに実施することを決定した（全員一致^(注)）。

記

基準割引率および基準貸付利率 年0.3%

以 上

(注) 賛成：白川委員、山口委員、西村委員、須田委員、水野委員、野田委員、中村委員、亀崎委員。
反対：なし。

(別添3)

2008年12月19日

日本銀行

補完当座預金制度に係る適用利率の決定について

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、「資金供給円滑化のための補完当座預金制度基本要領」における、金融市場調節方針において誘導目標として定める無担保コールレート(オーバーナイト物)の水準から差し引く数値を下記のとおりとし、公表後直ちに実施することを決定した(賛成7反対1^(注))。

記

金融市場調節方針において誘導目標として定める 無担保コールレート(オーバーナイト物)の水準から 差し引く数値	0%
--	----

以上

(注) 賛成：白川委員、山口委員、西村委員、須田委員、野田委員、中村委員、亀崎委員。
反対：水野委員。

(20年12月19日決定)

金融調節手段に係る追加措置についての公表に関する件

(案件)

標題の件に関し、別紙のとおり対外公表すること。

(別紙)

2008年12月19日
日本銀行

金融調節手段に係る追加措置について

日本銀行は、本日の政策金利の引き下げに併せ、極めて低い政策金利の効果が、金融市場や企業金融に十分浸透していくよう、金融調節手段に係る追加措置を行うことが必要と判断した。具体的には、以下の通り、長期国債の買入に係る措置に加え、企業金融の円滑化に向けた措置を講じることとした。

1. 長期国債の買入に係る措置

短期の資金供給オペレーションの負担を軽減するため、長めの資金供給となる長期国債の買入を増額することとし、併せて買入対象国債の追加を行う。

(1) 長期国債買入の増額

これまで年14.4兆円(月1.2兆円)ペースで行ってきた長期国債の買入を、年16.8兆円(月1.4兆円)ペースに増額する(当月より実施)。

(2) 買入対象国債の追加、残存期間別買入の実施

買入対象国債に、30年債、変動利付国債および物価連動国債を追加する。また、買入国債の残存期間が極端に短期化あるいは長期化することを避けるため、残存期間別の買入方式(残存1年以下、1年超から10年以下、10年超区分)を導入する。これらの措置については、実務的な検討を行い、できるだけ速やかに成案を得るよう、議長から執行部に対し指示した。

2. 企業金融の円滑化に向けた措置

(1) 企業金融支援特別オペレーションの決定（全員一致^(注1)）

12月2日の金融政策決定会合で導入することとした「民間企業債務を活用した新たなオペレーション」について、「企業金融支援特別オペレーション基本要領」等を決定した。同オペレーションは、来年1月8日より実施する（別添）。

(2) CP買入れを含めた企業金融面での追加措置の導入・検討

今後、年度末に向けて企業金融が一段と厳しさを増すおそれがあることを踏まえ、時限的に、CPの買入れ（買切り方式）を実施することとする。それとともに、企業金融に係るその他の金融商品についても対応を検討することとし、それらの検討結果をできるだけ速やかに金融政策決定会合に報告するよう、議長から執行部に対し指示した。これらの措置は、結果的に個別企業の信用リスクを負担することになるものであり、中央銀行としては異例の対応となる。この点を踏まえ、議長からは、中央銀行としてどの範囲でどの程度の期間行うことが必要かつ適当か、また、中央銀行の財務の健全性と通貨に対する信認を確保するために、政府との関係も含めどのような対応が必要か、といった点からの検討を求めた。

(3) CP買現先オペ等の対象先への日本政策投資銀行の追加（全員一致^(注2)）

日本政策投資銀行が、政府の方針を受けて、時限的にCPの買入れ業務を開始する方針にあることを踏まえ、同行をCP買現先オペ等の対象先とすることとした。

以 上

(注1) 賛成：白川委員、山口委員、西村委員、須田委員、水野委員、野田委員、中村委員、亀崎委員。反対：なし。

(注2) 賛成：白川委員、山口委員、西村委員、須田委員、水野委員、野田委員、中村委員、亀崎委員。反対：なし。

企業金融支援特別オペレーションの実施スケジュール

オファー日	スタート日	エンド日
1月8日(木)	1月14日(水)	4月3日(金)
1月20日(火)	1月23日(金)	4月8日(水)
2月10日(火)	2月16日(月)	4月10日(金)
2月27日(金)	3月4日(水)	4月15日(水)
3月10日(火)	3月13日(金)	4月21日(火)
3月16日(月)	3月19日(木)	4月27日(月)

(注) いずれも平成21年。

上記のオファー日程等については、今後、変更があり得る。変更がある場合は、速やかに公表する予定。

(20年12月19日承認)

2009年1月から12月の金融政策決定会合の開催予定日等に関する件

(案件)

2009年1月から12月の金融政策決定会合の開催予定日等を、別添のとおりとすること。

(別添)

2008年12月19日
日本銀行

金融政策決定会合等の日程(2009年1月~12月)

	会合開催	議事要旨公表	経済・物価情勢の 展望(基本的見解) 公表	(参考) 金融経済月報 公表
2009年1月	21日<水>・22日<木>	2月24日<火>		23日<金>
2月	18日<水>・19日<木>	3月23日<月>		20日<金>
3月	16日<月>・17日<火>	4月10日<金>		18日<水>
4月	6日<月>・7日<火> 30日<木>	5月8日<金> 5月27日<水>	30日<木>	8日<水>
5月	21日<木>・22日<金>	6月19日<金>		25日<月>
6月	15日<月>・16日<火>	7月21日<火>		17日<水>
7月	14日<火>・15日<水>	8月14日<金>		16日<木>
8月	10日<月>・11日<火>	9月25日<金>		12日<水>
9月	16日<水>・17日<木>	10月19日<月>		18日<金>
10月	13日<火>・14日<水> 30日<金>	11月5日<木> 11月26日<木>	30日<金>	15日<木>
11月	19日<木>・20日<金>	12月24日<木>		24日<火>
12月	17日<木>・18日<金>	未定		21日<月>

(注) 各公表資料の公表時間は原則として以下のとおり。

- 「議事要旨」 8時50分
- 「経済・物価情勢の展望」基本的見解 15時
- 背景説明を含む全文 翌営業日の14時
- 「金融経済月報」 14時

(「概要」の英訳は14時、全文の英訳は翌営業日の16時30分)

(21年1月22日決定)

金融市場調節方針の決定に関する件

(案件)

1. 次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとすること。

記

無担保コールレート(オーバーナイト物)を、0.1%前後で推移
するよう促す。

2. 対外公表文は別途決定すること。

(21年1月22日決定)

当面の金融政策運営についての公表に関する件

(案件)

標題の件に関し、別紙のとおり対外公表すること。

(別紙)

2009年1月22日
日本銀行

当面の金融政策運営について

1. 日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を、以下のとおりとすることを決定した(全員一致^(注))。

無担保コールレート(オーバーナイト物)を、0.1%前後で推移するよう促す。

^(注)賛成：白川委員、山口委員、西村委員、須田委員、水野委員、野田委員、中村委員、亀崎委員。
反対：なし。

2. わが国の経済情勢をみると、海外経済の減速により輸出が大幅に減少していることに加え、企業収益や家計の雇用・所得環境が悪化する中で、内需も弱まっている。金融環境をみると、厳しさが増している。これらを背景に、わが国の景気は大幅に悪化しており、当面、悪化を続ける可能性が高い。物価面では、消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、石油製品価格の下落や食料品価格の落ち着きを反映して足もと低下しており、春頃にかけては、需給バランスの悪化も加わって、マイナスになっていくとみられる。景気・物価の先行きについては、2010年度までの中心的な見通しとしては、中長期的な成長期待やインフレ予想が大きく変化しないもとの、2009年度後半以降、国際金融資本市場が落ち着きを取り戻し、海外経済が減速局面を脱するにつれ、わが国経済も持ち直し、物価の下落幅も縮小していく姿が想定される。こうした下で、見通し期間の後半には、物価安定のもとでの持続的成長経路へ復していく展望が拓けるとみられるものの、このような見通しを巡る不確実性は高い。

3. 昨年10月の「展望レポート」で示した見通しに比べると、2008年度、2009年度の成長率は大幅に下振れ、マイナス成長となると予想される。2010年度の成長率については、1%台半ば程度に回復するとみられる。物価について、国内企業物価は、見通しに比べて下振れ、特に2009年度の下振れ幅が大きくなると予想される。また、消費者物価（除く生鮮食品）も、見通しに比べて下振れ、2009年度には-1%程度まで下落した後、2010年度には下落幅を縮小させるものと予想される。

4. リスク要因をみると、世界的な金融情勢や海外経済の動向次第では、わが国の景気が下振れるリスクがあることに注意する必要がある。また、企業の中長期的な成長期待が低下し、設備や雇用の調整圧力が高まることを通じて、国内民間需要が一層下振れるリスクもある。金融環境が厳しさを増す場合には、金融面から実体経済への下押し圧力が高まり、金融と実体経済の負の相乗作用が強まる可能性がある。物価面では、景気の下振れリスクが顕在化した場合や国際商品市況が下落した場合には、物価上昇率が一段と低下する可能性もある。この場合、企業や家計の中長期的なインフレ予想が下振れるリスクに注意する必要がある。

5. 日本銀行は、金融面からわが国経済を支えるため、昨年秋以降、政策金利の引き下げに加え、積極的な流動性供給や企業金融の円滑化に向けた様々な措置を実施してきた。本日、日本銀行は、企業金融に係る金融商品の買入れについての考え方を

整理し、コマーシャル・ペーパー買入れの具体的な方法のほか、社債買入れに関する検討を行うことなどを決定した（別紙参照）。日本銀行としては、今後とも、経済・物価の見通しとその蓋然性、リスク要因を丹念に点検しながら、わが国経済が、物価安定のもとでの持続的成長経路へ復帰していくために、中央銀行として最大限の貢献を行っていく方針である。

以 上

(参考1)

政策委員の大勢見通し

対前年度比、%。なお、< >内は政策委員見通しの中央値。

	実質GDP	国内企業物価指数	消費者物価指数 (除く生鮮食品)
2008年度	-2.0~ -1.7 < -1.8>	+3.0~ +3.2 < +3.1>	+1.1~ +1.2 < +1.2>
10月時点の見通し	+0.1~ +0.2 < +0.1>	+4.3~ +4.8 < +4.6>	+1.5~ +1.6 < +1.6>
2009年度	-2.5~ -1.9 < -2.0>	-7.0~ -6.0 < -6.4>	-1.2~ -0.9 < -1.1>
10月時点の見通し	+0.3~ +0.7 < +0.6>	-1.4~ -0.4 < -0.8>	-0.2~ +0.2 < 0.0>
2010年度	+1.3~ +1.8 < +1.5>	-1.5~ -0.8 < -0.9>	-0.6~ 0.0 < -0.4>
10月時点の見通し	+1.5~ +1.9 < +1.7>	-0.3~ +0.5 < +0.3>	+0.1~ +0.5 < +0.3>

(注1) 「大勢見通し」は、各政策委員が最も蓋然性の高いと考える見通しの数値について、最大値と最小値を1個ずつ除いて、幅で示したものであり、その幅は、予測誤差などを踏まえた見通しの上限・下限を意味しない。

(注2) 各政策委員は、政策金利について市場金利に織り込まれたとみられる市場参加者の予想を参考にしつつ、上記の見通しを作成している。

(注3) 政策委員全員の見通しの幅は下表の通りである。

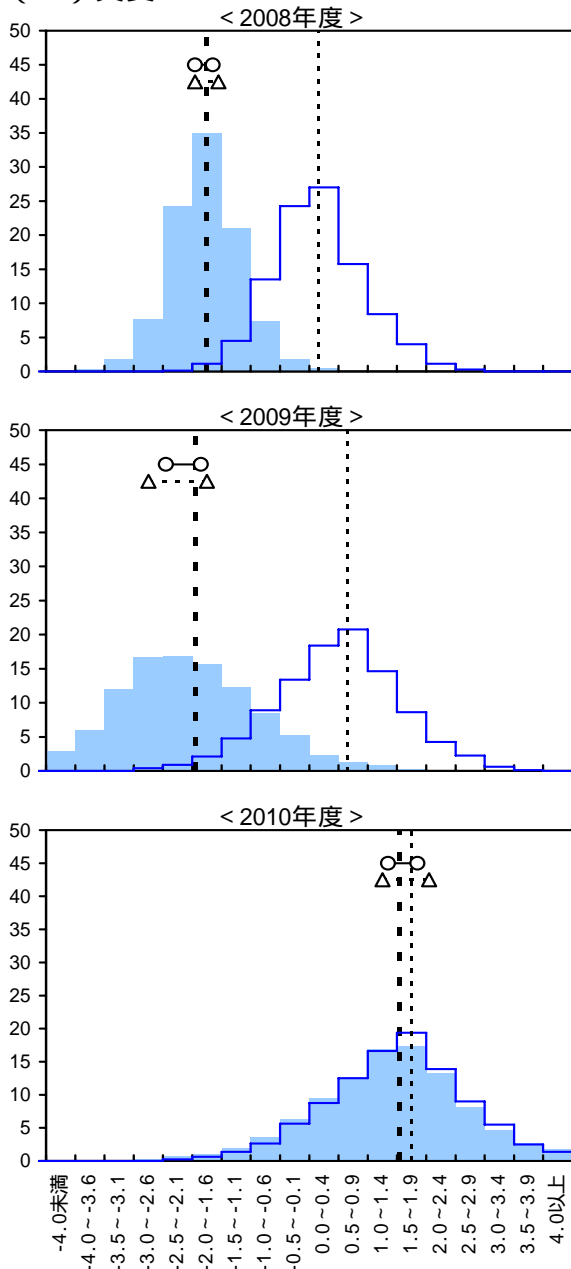
対前年度比、%。

	実質GDP	国内企業物価指数	消費者物価指数 (除く生鮮食品)
2008年度	-2.0~ -1.6	+2.8~ +3.2	+1.0~ +1.2
10月時点の見通し	-0.4~ +0.3	+4.0~ +4.8	+1.5~ +1.7
2009年度	-2.8~ -1.8	-7.0~ -5.0	-1.3~ -0.8
10月時点の見通し	+0.3~ +0.8	-1.5~ -0.2	-0.3~ +0.3
2010年度	+1.2~ +2.0	-1.8~ -0.5	-0.7~ 0.0
10月時点の見通し	+1.3~ +2.0	-0.3~ +0.6	-0.1~ +0.5

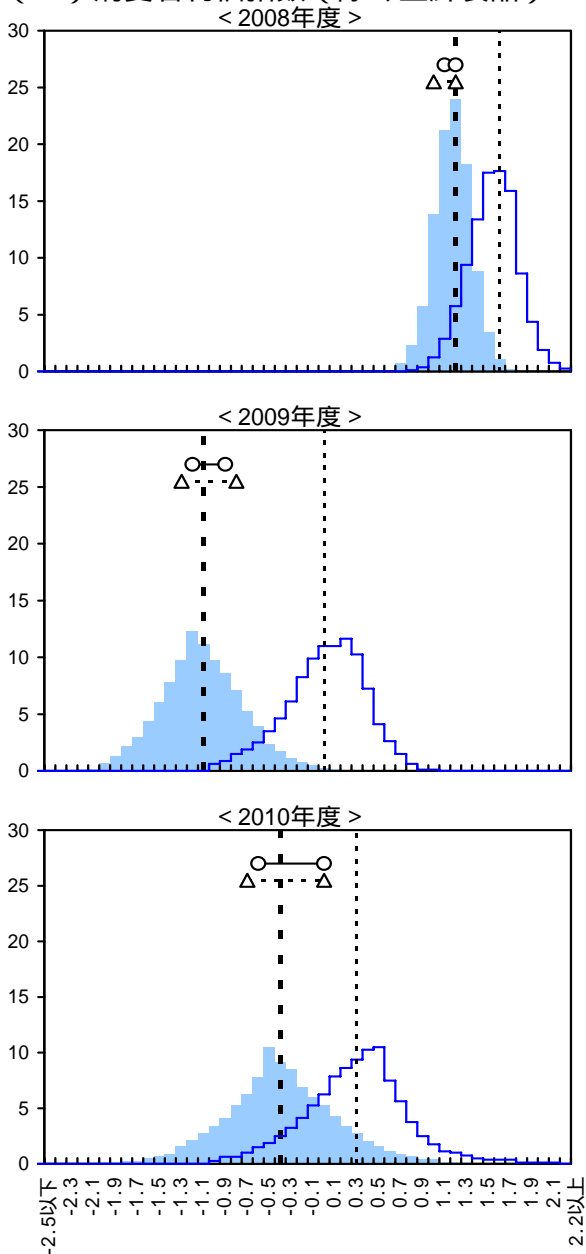
(参考2)

リスク・バランス・チャート

(1) 実質GDP



(2) 消費者物価指数 (除く生鮮食品)



- (注1) 縦軸は確率 (%) を、横軸は各指標の値 (前年比, %) を示す。今回の確率分布は棒グラフで示されている。実線は2008年10月時点の確率分布を表す。
- (注2) 縦の太点線は、政策委員の見通しの中央値を表す。また、で括られた範囲は政策委員の大勢見通しを、で括られた範囲は全員の見通しを、それぞれ表す。
- (注3) 縦の細点線は、2008年10月時点の政策委員の見通しの中央値を表す。
- (注4) リスク・バランス・チャートの作成手順については、2008年4月の「経済・物価情勢の展望」BOXを参照。

(別紙)

本日の措置について

1. 企業金融に係る金融商品の買入れについての基本的な考え方の整理
(公表資料1参照)
2. コマーシャル・ペーパー等買入れの実施
(公表資料1・2参照)
3. 残存期間1年以内の社債の買入れについての検討
(公表資料1参照)
4. 不動産投資法人債の適格担保化
(公表資料3参照)
5. 長期国債買入れにおける対象国債の追加および残存期間等区分別買入れの実施
(公表資料4・5参照)

(公表資料1)「企業金融に係る金融商品の買入れについて」

(公表資料2)「「コマーシャル・ペーパー等買入基本要領」の制定等について」

(公表資料3)「「適格担保取扱基本要領」の一部改正等について」

(公表資料4)「長期国債買入れの当面の運営について」

(公表資料5)「「国債売買基本要領」の一部改正について」

(21年1月22日決定)

企業金融に係る金融商品の買入れについての公表に関する件

(案 件)

標題の件に関し、別紙のとおり対外公表すること。

(別 紙)

2009年1月22日

日 本 銀 行

企業金融に係る金融商品の買入れについて^(注)

日本銀行は、本日、CP買入れを含む企業金融面での追加措置について検討し、企業金融円滑化の観点から企業金融に係る金融商品の買入れを行うことについて、基本的な考え方を下記の通り整理した。

そのうえで、こうした考え方にに基づき、CPおよびABC Pの買入れを別紙の内容により今月中に開始することとしたほか、残存期間1年以内の社債の買入れについて、実務的な検討を行い速やかに成案を得るよう、議長から執行部に対し指示した。

1. 企業金融に係る金融商品の買入れの性格

- 企業金融に係る金融商品の買入れは、これを金融機関に対する与信の裏付けとなる担保とする場合に比べ、民間部門の個別先の信用リスクを負担する度合いが高い。このため、こうした政策手段は、損失発生を通じて納税者の負担を生じさせる可能性が相対的に高く、また、個別企業に対するミクロ的な資源配分への関与が深まるという特徴をもつ。
- さらに、他の政策手段に比べて、損失発生により日本銀行の財務の健全性を損ない、ひいては通貨や金融政策への信認を損なうおそれが、相対的に高くなる。

^(注)賛成：白川委員、山口委員、西村委員、水野委員、野田委員、中村委員、亀崎委員。
反対：須田委員。

- こうした点を踏まえると、企業金融に係る金融商品の買入れは、中央銀行の政策手段としては、異例の措置と位置付けたうえで、実施の可否や方法を検討する必要がある。

2. 実施の必要性に関する判断

- 日本銀行が、企業金融円滑化の観点から、企業金融に係る金融商品の買入れを実施するのは、次のような場合に限られる。

当該金融商品の市場金利が発行企業の特性如何にかかわらず全体として高騰する、あるいは、当該金融商品の市場取引が成立しにくい状態が継続するといった市場機能の著しい低下が生じており、これが企業金融全体の逼迫につながっていること。

こうした状況を改善するため、下記の諸点に十分留意した上で、異例の措置として金融商品の買入れを実施することが、日本銀行の使命に照らして必要と認められること。

3. 実施に当たって留意すべき事項

(1) 個別企業への恣意的な資金配分となることを回避すること

- 日本銀行による買入れの実施が個別企業への恣意的な資金配分となることを回避しうるよう、例えば、発行体からの直接買入れではなく日本銀行の取引先である金融機関等を通じた買入れとすることや、入札方式による買入れとすることなど、適切な買入れ方式を採用する。

(2) 必要な期間に限り、適切な規模で実施すること

- 必要な期間に限って実施する観点から、実施期限、あるいは終了の条件を設ける。
- 日本銀行の買入れへの過度の依存による市場機能の一層の低下といった事態が生じないように、適切な規模で実施する。
- 市場機能の回復に応じて日本銀行への売却のインセンティブが低下していくような仕組みとするなど、適切な規模での実施や円滑な終了に資する買入れ方式を採用する。

(3) 日本銀行の財務の健全性を確保すること

- 他の政策手段に比べ損失発生の可能性が高まることを踏まえ、買入れから生じる信用リスクを適切に管理する。こうした観点から、買入れ対象とする金融商品の信用度や残存期間に関し、一定の制限を設ける。また、買入れ総額に限度を設けるほか、特定企業の信用リスクを集中的に負担することを回避する手段を講じる。
- こうした信用リスクの管理に加え、日本銀行の決算において、損失が生じた場合の処理や自己資本の確保を適切に行っていくことを通じて、財務の健全性を確保していく。日本銀行としては、こうした考え方について、政府の理解を求めていく。

以 上

コマーシャル・ペーパー等買入れの概要

1. 買入対象

- CPおよびABCP（担保適格かつa-1格相当、既発行、残存期間3か月以内）

2. 買入対象先

- CP現先オペ先および本店管下の共通担保オペ先（本店オペ先および全店オペ先のうち本店管下先）のうち希望する先

3. 買入方式

- コンベンショナル方式による入札
- 以下の区分で下限利回り（CP・ABCP共通）を設けたうえで、当該利回りからの利回り較差（ゼロ以上）を入札（下限利回りは状況に応じて変更がありうる）

残存期間1か月以内 ：無担保コールレートの誘導目標 + 20bps

残存期間1か月超3か月以内：無担保コールレートの誘導目標 + 30bps

4. 買入額

- 買入総額の残高上限は3兆円（CP・ABCP合計）
- 発行体別の買入残高の上限は1000億円（CP・ABCP共通）

ただし、買入残高が、昨年7月から12月の各月末の発行残高のうち最大の残高の25%を超えた発行体については、償還により買入残高が当該金額を下回るまで、買入れ対象から除外

5. 期限

- 2009年3月31日までの時限措置（買入実施の期限）

6. オファー日程等（状況に応じて変更がありうる）

- 1月30日、2月4日、10日、16日、20日、25日、3月2日、6日、11日、16日の10回を予定
- 1回のオファー額は3000億円とする予定

(21年1月22日承認)

2009年1月から12月の金融政策決定会合の開催予定日等の変更に関する件

(案件)

2009年1月から12月の金融政策決定会合の開催予定日等を、別添のとおりとすること。

(別添)

2009年1月22日
日本銀行

金融政策決定会合等の日程(2009年1月~12月)

横線のとおり変更

	会合開催	議事要旨公表	経済・物価情勢の 展望(基本的見解) 公表	(参考) 金融経済月報 公表
2009年1月	21日<水>・22日<木>	2月24日<火>		23日<金>
2月	18日<水>・19日<木>	3月24日<火> 3月23日<月>		20日<金>
3月	17日<火>・18日<水> 16日<月>・17日<火>	4月10日<金>		19日<木> 18日<水>
4月	6日<月>・7日<火> 30日<木>	5月8日<金> 5月27日<水>	30日<木>	8日<水>
5月	21日<木>・22日<金>	6月19日<金>		25日<月>
6月	15日<月>・16日<火>	7月21日<火>		17日<水>
7月	14日<火>・15日<水>	8月14日<金>		16日<木>
8月	10日<月>・11日<火>	9月25日<金>		12日<水>
9月	16日<水>・17日<木>	10月19日<月>		18日<金>
10月	13日<火>・14日<水> 30日<金>	11月5日<木> 11月26日<木>	30日<金>	15日<木>
11月	19日<木>・20日<金>	12月24日<木>		24日<火>
12月	17日<木>・18日<金>	未定		21日<月>

(注) 各公表資料の公表時間は原則として以下のとおり。

「議事要旨」・・・・・・・・・・・・・・・・・・8時50分

「経済・物価情勢の展望」基本的見解・・・・・・・・15時

背景説明を含む全文・・翌営業日の14時

「金融経済月報」・・・・・・・・・・・・・・・・・・14時

(「概要」の英訳は14時、全文の英訳は翌営業日の16時30分)

(21年2月19日決定)

金融市場調節方針の決定に関する件

(案件)

1. 次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとすること。

記

無担保コールレート(オーバーナイト物)を、0.1%前後で推移
するよう促す。

2. 対外公表文は別途決定すること。

(21年2月19日決定)

当面の金融政策運営についての公表に関する件

(案件)

標題の件に関し、別紙のとおり対外公表すること。

(別紙)

2009年2月19日
日本銀行

当面の金融政策運営について

1. 日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を、以下のとおりとすることを決定した(全員一致^(注1))。

無担保コールレート(オーバーナイト物)を、0.1%前後で推移するよう促す。

^(注1) 賛成：白川委員、山口委員、西村委員、須田委員、水野委員、野田委員、中村委員、亀崎委員。
反対：なし。

2. 後述するような厳しい金融経済情勢を踏まえ、日本銀行は、企業金融の支援と金融市場の安定を図る観点から、以下の措置を講ずることとした^(注2)(別紙参照)。

(1) 企業金融支援策の拡充

企業金融支援特別オペレーションを強化し、期間3か月のやや長めの資金を低利・安定的に供給する。

社債買入れの細目を定め、3月より買入れを開始する。

CP買入れ、及び民間企業債務に関する適格担保要件の緩和措置の実施期限を延長する。

(2) 金融市場安定化のための時限措置の延長等

米ドル資金供給オペレーションの実施期限を延長する。

補完当座預金制度の実施期限を延長する。

政府保証付短期債券を適格担保化するほか、国債補完供給の対象国債を追加する。

3. わが国の経済情勢をみると、海外経済の減速により輸出が大幅に減少していることに加え、企業収益や家計の雇用・所得環境が悪化する中で、内需も弱まっている。金融環境をみると、厳しい状態が続いている。これらを背景に、わが国の景気は大幅に悪化しており、当面、悪化を続ける可能性が高い。物価面では、消費者物価(除く生鮮食品)の前年比は、石油製品価格の下落や食料品価格の落ち着きを反映して足もと低下しており、春頃にかけては、需給バランスの悪化も加わって、マイナスになっていくとみられる。景気・物価の先行きについては、2010年度までの中心的な見通しとしては、中長期的な成長期待やインフレ予想が大きく変化しないもとで、2009年度後半以降、国際金融資本市場が落ち着きを取り戻し、海外経済が減速局面を脱するにつれ、わが国経済も持ち直し、物価の下落幅も縮小していく姿が想定される。こうした下で、見通し期間の後半には、物価安定のもとでの持続的成長経路へ復していく展望が拓けるとみられるものの、このような見通しを巡る不確実性は高い。

^(注2) このうち、社債買入れの実施については、須田委員が反対した。

4．リスク要因をみると、世界的な金融情勢や海外経済の動向次第では、わが国の景気が下振れるリスクがあることに注意する必要がある。また、企業の中長期的な成長期待が低下し、設備や雇用の調整圧力が高まることを通じて、国内民間需要が一層下振れるリスクもある。金融環境が厳しさを増す場合には、金融面から実体経済への下押し圧力が高まり、金融と実体経済の負の相乗作用が強まる可能性がある。物価面では、景気の下振れリスクが顕在化した場合や国際商品市況が下落した場合には、物価上昇率が一段と低下する可能性もある。この場合、企業や家計の中長期的なインフレ予想が下振れるリスクに注意する必要がある。

5．日本銀行は、金融面からわが国経済を支えるため、昨年秋以降、政策金利の引き下げや積極的な流動性供給に加え、中央銀行として異例の対応も含め、様々な措置を実施してきた。本日も、これまでの流動性供給手段の活用と併せ、金融市場の安定確保と企業金融の円滑化に一層資するよう、追加的な措置を講ずることとした。日本銀行としては、今後とも、経済・物価の見通しとその蓋然性、リスク要因を丹念に点検しながら、わが国経済が物価安定のもとでの持続的成長経路へ復帰していくために、中央銀行として最大限の貢献を行っていく方針である。

以 上

(別紙)

本日の措置について

1. 企業金融支援特別オペレーションの強化・延長 (公表資料1 参照)
2. 社債買入れの実施 (公表資料2・3 参照)
3. 各種時限措置の期限延長 (公表資料4 参照)
 - コマーシャル・ペーパー等買入れ (3月31日 9月30日)
 - 民間企業債務の適格担保としての格付要件の緩和 (4月30日 12月31日)
 - 資産担保コマーシャル・ペーパーの適格担保要件の緩和 (4月30日 12月31日)
 - 補完当座預金制度 (4月15日 10月15日)
 - 米ドル資金供給オペレーション (4月30日 10月30日)
4. 政府保証付短期債券の適格担保・CP現先オペ対象資産化 (公表資料5 参照)
5. 国債補完供給の対象国債の追加 (公表資料6 参照)

(公表資料1) 「企業金融支援特別オペレーションの強化・延長について」

(公表資料2) 「社債買入れの概要」

(公表資料3) 「社債買入基本要領」の制定等について」

(公表資料4) 「米ドル資金供給オペレーション基本要領」等の一部改正等について」

(公表資料5) 「適格担保取扱基本要領」の一部改正等について」

(公表資料6) 「補完供給を目的として行う国債の買戻条件付売却基本要領」の一部改正について」

(21年3月18日決定)

金融市場調節方針の決定に関する件

(案件)

1. 次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとすること。

記

無担保コールレート(オーバーナイト物)を、0.1%前後で推移
するよう促す。

2. 対外公表文は別途決定すること。

(21年3月18日決定)

当面の金融政策運営についての公表に関する件

(案件)

標題の件に関し、別紙のとおり対外公表すること。

(別紙)

2009年3月18日
日本銀行

当面の金融政策運営について

1. 日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を、以下のとおりとすることを決定した(全員一致^(注))。

無担保コールレート(オーバーナイト物)を、0.1%前後で推移するよう促す。

(注) 賛成：白川委員、山口委員、西村委員、須田委員、水野委員、野田委員、中村委員、亀崎委員。
反対：なし。

2．金融市場における年度末越えの資金調達は概ね目処がつきつつあるが、年度明け後も、後述するような厳しい金融経済情勢を背景に、市場の緊張が続く可能性が高い。このような状況下、日本銀行は、金融市場の安定を確保するため、引き続き、積極的な資金供給を行っていくことが重要であると判断した。こうした観点から、長期の資金供給手段を一層活用し、円滑な金融調節を行っていくため、長期国債の買入れを以下の通り増額することとした。

これまで年 16.8 兆円（月 1.4 兆円）ペースで行ってきた長期国債の買入れを、4.8 兆円増額し、年 21.6 兆円（月 1.8 兆円）ペースで実施する（当月より実施）。

3．わが国の経済情勢をみると、海外経済の悪化により輸出が大幅に減少していることに加え、企業収益や家計の雇用・所得環境が悪化する中で、内需も弱まっている。金融環境をみると、C P・社債市場の発行環境は改善しているものの、全体としては厳しい状態が続いている。これらを背景に、わが国の景気は大幅に悪化しており、当面、悪化を続ける可能性が高い。物価面では、消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、石油製品価格の下落や食料品価格の落ち着きを反映して足もと低下しており、今後は、需給バランスの悪化も加わって、マイナスになっていくとみられる。景気・物価の先行きについては、2010 年度までの中心的な見通しとしては、中長期的な成長期待やインフレ予想が大きく変化しないもとで、2009 年度後半以降、国際金融資本市場が落ち着きを取り戻し、海外経済が減速局面を脱するにつれ、わが国経済も持ち直し、物価の下落幅も縮小していく姿が想定される。こうした下で、見通し期間の後半には、物価安定のもとでの持続的成長経路へ復していく展望が拓けるとみられるものの、このような見通しを巡る不確実性は高い。

4．リスク要因をみると、世界的な金融情勢や海外経済の動向次第では、わが国の景気が下振れるリスクがあることに注意する必要がある。また、企業の中長期的な成長期待が低下し、設備や雇用の調整圧力が高まることを通じて、国内民間需要が一層下振れるリスクもある。金融環境が厳しさを増す場合には、金融面から実体経済への下押し圧力が高まり、金融と実体経済の負の相乗作用が強まる可能性がある。物価面では、景気の下振れリスクが顕在化した場合や国際商品市況が下落した場合には、物価上昇率が一段と低下する可能性もある。この場合、企業や家計の中長期的なインフレ予想が下振れるリスクに注意する必要がある。

5 .日本銀行は、金融政策面からわが国経済を支えるため、昨年秋以降これまでの間、政策金利の引き下げ、金融市場の安定確保、企業金融円滑化の支援という3つの柱を中心に、様々な措置を実施してきた。また、金融システムの安定を図るため、金融機関保有株式の買入れを再開したほか、昨日は、金融機関向け劣後特約付貸付の供与について検討を開始することを決定した。日本銀行としては、今後とも、わが国経済が物価安定のもとでの持続的成長経路へ復帰していくため、中央銀行として最大限の貢献を行っていく方針である。

以 上

2 . 金融政策手段に係る事項の決定又は変更

(1) 「適格担保取扱基本要領」の一部改正等に関する件 (平成 20 年 10 月 7 日決定)

「適格担保取扱基本要領」の一部改正等に関する件

(案 件)

適格担保の担保価格等について、金融市場の情勢等を踏まえて行った定例の検証の結果に基づき、本行資産の健全性および市場参加者の担保利用の効率性を確保する観点から、下記の諸措置を講ずること。

記

- 1 . 「適格担保取扱基本要領」(平成 12 年 10 月 13 日付政委第 138 号別紙 1 .) を別紙 1 のとおり一部改正すること。
- 2 . 「国債の条件付売買基本要領」(平成 14 年 9 月 18 日付政委第 109 号別紙 1 .) を別紙 2 のとおり一部改正すること。
- 3 . 「補完供給を目的として行う国債の買戻条件付売却基本要領」(平成 16 年 4 月 9 日付政委第 37 号別紙 1 .) を別紙 3 のとおり一部改正すること。

以 上

「適格担保取扱基本要領」中一部改正

別表 1 を横線のとおり改める。

担保の種類および担保価格

1 . 国債（変動利付国債、分離元本振替国債および分離利息振替国債ならびに物価連動国債を除く。）

(1)	略（不変）	
(2)		
(3)	残存期間 5 年超 1 0 年以内のもの	時価の 9-6-9 <u>9 7</u> %
(4)	残存期間 1 0 年超 2 0 年以内のもの	時価の 9-3-9 <u>9 5</u> %
(5)	残存期間 2 0 年超 3 0 年以内のもの	時価の 9-0-9 <u>9 3</u> %
(6)	残存期間 3 0 年超のもの	時価の 8-7-9 <u>9 2</u> %

1 - 2 . 変動利付国債

(1)	略（不変）	
(2)		
(3)	残存期間 5 年超 1 0 年以内のもの	時価の 9-8-9 <u>9 6</u> %
(4)	残存期間 1 0 年超 2 0 年以内のもの	時価の 9-8-9 <u>9 6</u> %

1 - 3 . 分離元本振替国債および分離利息振替国債

(1)	略（不変）
(2)	

(3) 残存期間 5 年超 1 0 年以内のもの	時価の 9-5-9 <u>9 6</u> %
(4) 残存期間 1 0 年超 2 0 年以内のもの	時価の 9-2-9 <u>9 4</u> %
(5) 残存期間 2 0 年超 3 0 年以内のもの	時価の 8-6-9 <u>9 1</u> %
(6) 残存期間 3 0 年超のもの	時価の 8-1-8 <u>8 8</u> %

1 - 4 . 物価連動国債

(1) } (2) }	略 (不変)	
(3) 残存期間 5 年超 1 0 年以内のもの		時価の 9-5-9 <u>9 6</u> %
(4) 残存期間 1 0 年超 2 0 年以内のもの		時価の 9-2-9 <u>9 4</u> %
(5) 残存期間 2 0 年超 3 0 年以内のもの		時価の 8-9-9 <u>9 2</u> %
(6) 残存期間 3 0 年超のもの		時価の 8-6-9 <u>9 1</u> %

2 . 略 (不変)

3 . 政府保証付債券

(1) } (2) }	略 (不変)	
(3) 残存期間 5 年超 1 0 年以内のもの		時価の 9-5-9 <u>9 6</u> %
(4) 残存期間 1 0 年超 2 0 年以内のもの		時価の 9-2-9 <u>9 4</u> %
(5) 残存期間 2 0 年超 3 0 年以内のもの		時価の 8-9-9 <u>9 2</u> %
(6) 残存期間 3 0 年超のもの		時価の 8-6-9 <u>9 1</u> %

4 . 地方債

(1) } (2) }	略 (不変)	
(3) 残存期間 5 年超 1 0 年以内のもの		時価の 9-5-9 <u>9 6</u> %
(4) 残存期間 1 0 年超 2 0 年以内のもの		時価の 9-2-9 <u>9 4</u> %
(5) 残存期間 2 0 年超 3 0 年以内のもの		時価の 8-9-9 <u>9 2</u> %
(6) 残存期間 3 0 年超のもの		時価の 8-6-9 <u>9 1</u> %

5 . 財投機関等債券

(1) }
(2) } 略 (不変)

(3) 残存期間 5 年超 1 0 年以内のもの 時価の 9-4-9-5 %
(4) 残存期間 1 0 年超 2 0 年以内のもの 時価の 9-1-9-3 %
(5) 残存期間 2 0 年超 3 0 年以内のもの 時価の 8-8-9-1 %
(6) 残存期間 3 0 年超のもの 時価の 8-5-9-0 %

6 . 社債

(1) }
(2) } 略 (不変)

(3) 残存期間 5 年超 1 0 年以内のもの 時価の 9-4-9-5 %
(4) 残存期間 1 0 年超 2 0 年以内のもの 時価の 9-1-9-3 %
(5) 残存期間 2 0 年超 3 0 年以内のもの 時価の 8-8-9-1 %
(6) 残存期間 3 0 年超のもの 時価の 8-5-9-0 %

7 . }
8 . } 略 (不変)

9 . 資産担保債券

(1) }
(2) } 略 (不変)

(3) 残存期間 5 年超 1 0 年以内のもの 時価の 9-4-9-5 %
(4) 残存期間 1 0 年超 2 0 年以内のもの 時価の 9-1-9-3 %
(5) 残存期間 2 0 年超 3 0 年以内のもの 時価の 8-8-9-1 %
(6) 残存期間 3 0 年超のもの 時価の 8-5-9-0 %

1 0 . 略 (不変)

1 1 . 外国政府債券

(1) }
(2) } 略 (不変)

(3) 残存期間 5 年超 1 0 年以内のもの 時価の 9-4-9 5 %
(4) 残存期間 1 0 年超 2 0 年以内のもの 時価の 9-1-9 3 %
(5) 残存期間 2 0 年超 3 0 年以内のもの 時価の 8-8-9 1 %
(6) 残存期間 3 0 年超のもの 時価の 8-5-9 0 %

1 2 . 国際金融機関債券

(1) }
(2) } 略 (不変)

(3) 残存期間 5 年超 1 0 年以内のもの 時価の 9-4-9 5 %
(4) 残存期間 1 0 年超 2 0 年以内のもの 時価の 9-1-9 3 %
(5) 残存期間 2 0 年超 3 0 年以内のもの 時価の 8-8-9 1 %
(6) 残存期間 3 0 年超のもの 時価の 8-5-9 0 %

1 3 . }
{ } 略 (不変)
1 5 . }

1 6 . 交付税及び譲与税配付金特別会計に対する証券
貸付債権

(1) 略 (不変)
(2) 残存期間 1 年超 3 年以内のもの 残存元本額の 9-2-9 3 %
(3) }
{ } 略 (不変)
(5) }

1 7 . 預金保険機構に対する政府保証付証券貸付債権

(1) 略 (不変)
(2) 残存期間 1 年超 3 年以内のもの 残存元本額の 9-2-9 3 %

- (3)
) } 略 (不変)
(5)

18 . 銀行等保有株式取得機構に対する政府保証付証
書貸付債権

(1) 略 (不変)

(2) 残存期間 1 年超 3 年以内のもの 残存元本額の $9-2-9.3\%$

- (3)
) } 略 (不変)
(5)

(特則)

略 (不変)

(附則)

この一部改正は、平成 20 年 10 月末までの総裁が別に定める日から実施する。

別紙 2

「国債の条件付売買基本要領」中一部改正

別表 1 を横線のとおり改める。

別表 1

時価売買価格比率

1. 買入の場合

(1) 残存期間1年以内のもの	1.002 <u>1.001</u>
(2) 残存期間1年超5年以内のもの	1.006 <u>1.007</u>
(3) 残存期間5年超10年以内のもの	1.019 <u>1.017</u>
(4) 残存期間10年超20年以内のもの	1.036 <u>1.024</u>
(5) 残存期間20年超のもの	1.048 <u>1.033</u>

2. 売却の場合

(1) 残存期間1年以内のもの	0.998 <u>0.999</u>
(2) 残存期間1年超5年以内のもの	0.994 <u>0.993</u>
(3) 残存期間5年超10年以内のもの	0.982 <u>0.984</u>
(4) 残存期間10年超20年以内のもの	0.967 <u>0.977</u>
(5) 残存期間20年超のもの	0.957 <u>0.969</u>

別表2を横線のとおり改める。

別表2

担保価格

1. 受入の場合

(1) 担保国債(変動利付国債、分離元本振替国債および分離利息振替国債ならびに物価連動国債を除く。)

イ. 残存期間1年以内のもの	時価の 99.8 <u>99.9</u> %
ロ. 残存期間1年超5年以内のもの	時価の 99.4 <u>99.3</u> %
ハ. 残存期間5年超10年以内のもの	時価の 98.2 <u>98.4</u> %
ニ. 残存期間10年超20年以内のもの	時価の 96.6 <u>97.7</u> %

ホ．残存期間20年超30年以内のもの	時価の 95.5 <u>96.8</u> %
ヘ．残存期間30年超のもの	時価の 93.4 <u>95.2</u> %

(2) 変動利付国債

イ．残存期間1年以内のもの	時価の 99.8 <u>99.9</u> %
ロ．残存期間1年超5年以内のもの	時価の 99.4 <u>99.3</u> %
ハ．残存期間5年超10年以内のもの	時価の 99.1 <u>97.9</u> %
ニ．残存期間10年超20年以内のもの	時価の 99.1 <u>97.9</u> %

(3) 物価連動国債

イ } ロ } 略(不変)	
ハ．残存期間5年超10年以内のもの	時価の 97.0 <u>97.6</u> %
ニ．残存期間10年超20年以内のもの	時価の 95.2 <u>96.4</u> %
ホ．残存期間20年超30年以内のもの	時価の 93.4 <u>95.2</u> %
ヘ．残存期間30年超のもの	時価の 92.2 <u>94.6</u> %

2. 差入の場合

(1) 担保国債(変動利付国債、分離元本振替国債および
分離利息振替国債ならびに物価連動国債を除く。)

イ．残存期間1年以内のもの	時価の 100.2 <u>100.1</u> %
ロ．残存期間1年超5年以内のもの	時価の 100.6 <u>100.7</u> %
ハ．残存期間5年超10年以内のもの	時価の 101.8 <u>101.6</u> %
ニ．残存期間10年超20年以内のもの	時価の 103.4 <u>102.3</u> %
ホ．残存期間20年超30年以内のもの	時価の 104.5 <u>103.2</u> %
ヘ．残存期間30年超のもの	時価の 106.6 <u>104.8</u> %

(2) 変動利付国債

イ．残存期間1年以内のもの	時価の 100.2 <u>100.1</u> %
ロ．残存期間1年超5年以内のもの	時価の 100.6 <u>100.7</u> %
ハ．残存期間5年超10年以内のもの	時価の 100.9 <u>102.1</u> %
ニ．残存期間10年超20年以内のもの	時価の 100.9 <u>102.1</u> %

(3) 物価連動国債

イ }
ロ } 略(不変)

ハ．残存期間5年超10年以内のもの	時価の 103.0 <u>102.4</u> %
ニ．残存期間10年超20年以内のもの	時価の 104.8 <u>103.6</u> %
ホ．残存期間20年超30年以内のもの	時価の 106.6 <u>104.8</u> %
ヘ．残存期間30年超のもの	時価の 107.8 <u>105.4</u> %

(附則)

この一部改正は、平成20年10月末までの総裁が別に定める日から実施する。

別紙3

「補完供給を目的として行う国債の買戻条件付売却基本要領」中一部改正

8.(2)を横線のとおり改める。

(2) 時価売却価格比率

時価売却価格比率は、売却国債の残存期間に応じ、次のとおりとする。

イ．残存期間1年以内のもの	0.9980 <u>0.999</u>
ロ．残存期間1年超5年以内のもの	0.9940 <u>0.993</u>
ハ．残存期間5年超10年以内のもの	0.9820 <u>0.984</u>

ニ．残存期間 10 年超 20 年以内のもの

~~0.9670~~ . 977

ホ．残存期間 20 年超のもの

~~0.9570~~ . 969

(附則)

この一部改正は、平成 20 年 10 月末までの総裁が別に定める日から実施する。

(2) 「国債の条件付売買基本要領」の一部改正等に関する件(平成20年10月14日決定)

「国債の条件付売買基本要領」の一部改正等に関する件

(案 件)

最近における国際的な金融情勢の展開を踏まえ、適切な金融調節を通じて金融市場の安定確保を図るため、下記の諸措置を講ずること。

記

- 1 . 「国債の条件付売買基本要領」(平成14年9月18日付政委第109号別紙1 .)を別紙1 .のとおり一部改正すること。
- 2 . 「資産担保コマーシャル・ペーパー等の適格性判定に関する特則」を別紙2 .のとおり制定すること。
- 3 . 「米ドル資金供給オペレーション基本要領」(平成20年9月18日付政委第77号別紙1 .)を別紙3 .のとおり一部改正すること。
- 4 . 「ニューヨーク連邦準備銀行との間の為替スワップ取極要綱」(平成20年9月18日付政委第77号別紙3 .)を別紙4 .のとおり一部変更し、これに沿ってニューヨーク連邦準備銀行との間のスワップ取極の内容を一部変更すること。

以 上

「国債の条件付売買基本要領」中一部改正

7.(2)を横線のとおり改める。

(2) 時価売買価格比率

時価売買価格比率は、買入または売却の別およびならびに売買国債の種類および残存期間に応じ、別表1に定めるとおりとする。

別表1を横線のとおり改める。

別表 1

時価売買価格比率

1. 買入の場合

(1) 売買国債(変動利付国債および物価連動国債を除く。)

(1)イ. 残存期間1年以内のもの	1.001
(2)ロ. 残存期間1年超5年以内のもの	1.007
(3)ハ. 残存期間5年超10年以内のもの	1.017
(4)ニ. 残存期間10年超20年以内のもの	1.024
(5)ホ. 残存期間20年超30年以内のもの	1.033
ヘ. 残存期間30年超のもの	1.051

(2) 変動利付国債

イ. 残存期間1年以内のもの	1.001
ロ. 残存期間1年超5年以内のもの	1.007
ハ. 残存期間5年超10年以内のもの	1.022
ニ. 残存期間10年超20年以内のもの	1.022

(3) 物価連動国債

イ. 残存期間1年以内のもの	1.013
ロ. 残存期間1年超5年以内のもの	1.019

ハ．残存期間 5 年超 10 年以内のもの	1 . 0 2 5
ニ．残存期間 10 年超 20 年以内のもの	1 . 0 3 8
ホ．残存期間 20 年超 30 年以内のもの	1 . 0 5 1
ヘ．残存期間 30 年超のもの	1 . 0 5 7

2．売却の場合

(1) 売買国債（変動利付国債および物価連動国債を除く。）

(1)イ．残存期間 1 年以内のもの	0 . 9 9 9
(2)ロ．残存期間 1 年超 5 年以内のもの	0 . 9 9 3
(3)ハ．残存期間 5 年超 10 年以内のもの	0 . 9 8 4
(4)ニ．残存期間 10 年超 20 年以内のもの	0 . 9 7 7
(5)ホ．残存期間 20 年超 30 年以内のもの	0 . 9 6 9
ヘ．残存期間 30 年超のもの	0 . 9 5 4

(2) 変動利付国債

イ．残存期間 1 年以内のもの	0 . 9 9 9
ロ．残存期間 1 年超 5 年以内のもの	0 . 9 9 3
ハ．残存期間 5 年超 10 年以内のもの	0 . 9 7 9
ニ．残存期間 10 年超 20 年以内のもの	0 . 9 7 9

(3) 物価連動国債

イ．残存期間 1 年以内のもの	0 . 9 8 8
ロ．残存期間 1 年超 5 年以内のもの	0 . 9 8 2
ハ．残存期間 5 年超 10 年以内のもの	0 . 9 7 6
ニ．残存期間 10 年超 20 年以内のもの	0 . 9 6 5
ホ．残存期間 20 年超 30 年以内のもの	0 . 9 5 4
ヘ．残存期間 30 年超のもの	0 . 9 4 8

(附則)

- この一部改正は、平成 20 年 10 月 30 日より実施する。
- 本日より平成 20 年 10 月 29 日までの間は、以下の時価売買価格比率を適用する。

時価売買価格比率

1．買入の場合

(1) 売買国債（変動利付国債および物価連動国債を除く。）

イ．残存期間 1 年以内のもの	1 . 0 0 2
ロ．残存期間 1 年超 5 年以内のもの	1 . 0 0 6

八．残存期間5年超10年以内のもの	1.019
二．残存期間10年超20年以内のもの	1.036
ホ．残存期間20年超30年以内のもの	1.048
へ．残存期間30年超のもの	1.071
(2) 変動利付国債	
イ．残存期間1年以内のもの	1.002
ロ．残存期間1年超5年以内のもの	1.006
八．残存期間5年超10年以内のもの	1.009
二．残存期間10年超20年以内のもの	1.009
(3) 物価連動国債	
イ．残存期間1年以内のもの	1.013
ロ．残存期間1年超5年以内のもの	1.019
八．残存期間5年超10年以内のもの	1.031
二．残存期間10年超20年以内のもの	1.051
ホ．残存期間20年超30年以内のもの	1.071
へ．残存期間30年超のもの	1.085
2. 売却の場合	
(1) 売買国債(変動利付国債および物価連動国債を除く。)	
イ．残存期間1年以内のもの	0.998
ロ．残存期間1年超5年以内のもの	0.994
八．残存期間5年超10年以内のもの	0.982
二．残存期間10年超20年以内のもの	0.967
ホ．残存期間20年超30年以内のもの	0.957
へ．残存期間30年超のもの	0.938
(2) 変動利付国債	
イ．残存期間1年以内のもの	0.998
ロ．残存期間1年超5年以内のもの	0.994
八．残存期間5年超10年以内のもの	0.991
二．残存期間10年超20年以内のもの	0.991
(3) 物価連動国債	
イ．残存期間1年以内のもの	0.988
ロ．残存期間1年超5年以内のもの	0.982
八．残存期間5年超10年以内のもの	0.970
二．残存期間10年超20年以内のもの	0.954
ホ．残存期間20年超30年以内のもの	0.938
へ．残存期間30年超のもの	0.927

「資産担保コマーシャル・ペーパー等の適格性判定に関する特則」

- 1 . 資産担保コマーシャル・ペーパーまたは資産担保短期債券の適格性判定においては、「適格担保取扱基本要領」(平成12年10月13日付政委第138号別紙1.)5.の取引先または取引先の関係企業が保証する債務の取扱いに関する定めを適用しない。
- 2 . 本行は、本行資産の健全性を確保する観点から、特定資産の信用度その他に特段の問題があると認める場合には、1.と異なる取扱いをすることができる。
- 3 . 本措置は、平成20年10月末までの総裁が別に定める日から実施し、平成21年4月30日をもって廃止する。

「米ドル資金供給オペレーション基本要領」中一部改正

- 1 . を横線のとおり改める。

1. 趣旨

この基本要領は、最近における米ドル市場の流動性の状況が円市場の流動性に及ぼし得る影響に鑑み、金融調節の一層の円滑化を図るとともに、金融市場の円滑な機能の維持および安定性の確保に資する趣旨から、米ドル資金供給オペレーション（適格担保を根担保として、貸付利率を入札に付して行う公開市場操作としての米ドル建て貸付けをいう。）を行うために必要な基本的事項を定めるものとする。

6. を横線のとおり改める。

6. 貸付利率および利息の徴収

(1) 貸付利率

次のいずれかの方式による。

イ. 金利入札方式

貸付利率は、これを入札に付してコンベンショナル方式により決定する方式。ただし、ニューヨーク連邦準備銀行が指定する貸付期間に応じたドル・オーバーナイト・インデックス・スワップ市場における実勢金利をその下限とする。

ロ. 固定金利方式

ニューヨーク連邦準備銀行が貸付期間に応じたドル・オーバーナイト・インデックス・スワップ市場における実勢金利を勘案して指定する利率を貸付利率とする方式。

(2) 利息の徴収

利息の徴収は、(1)の定めにより決定された貸付利率によって、貸付

日の翌日から返済期日までの日数に応じて、後取りの方法により行う。

(附則) この一部改正は、本日より実施する。

別紙 4 .

「ニューヨーク連邦準備銀行との間の為替スワップ取極要綱」中一部改正

5 . を横線のとおり改める。

5 . 引出限度額

実行残高の上限として、~~1,200億ドル~~設定しない

(3)「資金供給円滑化のための補完当座預金制度基本要領」の制定等に関する件
(平成20年10月31日決定)

「資金供給円滑化のための補完当座預金制度基本要領」の制定等に関する件

(案 件)

最近における金融資本市場の状況に鑑み、金融調節の一層の円滑化を通じて金融市場の安定確保を図るため、下記の諸措置を講ずること。

記

1. 資金供給円滑化のための手段として、当座勘定(当座勘定(同時担保受払時決済口)および当座勘定(同時決済口)を除く。)における預り金および準備預り金に対して臨時に付利(利息を付すことをいう。)を行うこととし、これに伴い以下の諸措置を講ずること。

(1)「資金供給円滑化のための補完当座預金制度基本要領」を別紙1.のとおり制定すること。

(2)「日本銀行業務方法書」(平成10年3月24日付政第29号別紙3)を別紙2.のとおり一部変更すること。

2. 1.の実施にあたり必要となる事項については、「資金供給円滑化のための補完当座預金制度基本要領」4.(1)に定める数値の決定を除き、総裁が定め得る扱いとすること。

以 上

資金供給円滑化のための補完当座預金制度基本要領

1 . 趣旨

この基本要領は、金融調節の一層の円滑化を通じて金融市場の安定確保を図るため、資金供給円滑化のための手段として、当座勘定（当座勘定（同時担保受払時決済口）および当座勘定（同時決済口）を除く。以下同じ。）における預り金（以下「当座預金」という。）および準備預り金に対して臨時に行う付利（利息を付すことをいう。以下同じ。）に関する基本的事項を定めるものとする。

2 . 対象先

以下のいずれかの条件を満たす者のうち、対象先とすることが適当でないと認められる特段の事情がない先とする。

- (1) 準備預金制度に関する法律（昭和 3 2 年法律第 1 3 5 号）第 2 条に定める指定金融機関（以下「指定金融機関」という。）であること。
- (2) 指定金融機関でない当座勘定取引の相手方のうち、金融機関（日本銀行法（平成 9 年法律第 8 9 号）第 3 7 条第 1 項に規定する金融機関をいう。ただし、整理回収機構および預金保険法（昭和 4 6 年法律第 3 4 号）第 2 条第 1 3 項に規定する承継銀行を除く。）金融商品取引業者（日本銀行法施行令（平成 9 年政令第 3 8 5 号）第 1 0 条第 1 項第 2 号に規定する金融商品取引業者のうち、金融商品取引法（昭和 2 3 年法律第 2 5 号）第 2 8 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。）証券金融会社（日本銀行法施行令第 1 0 条第 1 項第 3 号に規定する証券金融会社をいう。）または短資業者（同項第 4 号に規定する者をいう。）であること。

3．対象となる預金

当座預金および準備預り金とする。

4．適用利率

(1) 本行が金融市場調節方針において誘導目標として定める無担保コールレート（オーバーナイト物）の水準から本行が別に定める数値を差し引いた利率とする。

(2) 5．に定める積み期間の期中に(1)による利率に変更が生じた場合には、当該期中の最も低い利率とする。

5．利息の計算方法

対象先ごとに、準備預金制度に関する法律第7条第3項に規定する1月間（以下、この期間を「積み期間」という。）の毎日の終業時における当座預金または準備預り金の残高を合計し、その合計金額から、当該積み期間の起算日の属する月における当該対象先の法定準備預金額（準備預金制度に関する法律第2条第2項に定める法定準備預金額をいう。）に当該積み期間の日数を乗じて得た積数を控除し、その金額（零を下回る場合を除く。）に、4．に定める適用利率を乗じたうえ、365で除して算出するものとする。

6．利息の支払方法

積み期間ごとの利息は、当該積み期間の起算日の属する月の翌々月の20日（その日が休業日の場合にはその翌営業日とする。）までに、対象先の本行が別に定める当座勘定または準備預り金口座に入金するものとする。

7．付利の開始および終了

この基本要領に基づく付利は、平成20年11月16日を起算日とする積み期間に関する当座預金または準備預り金に対する付利をもって開始し、平成21年3月16日を起算日とする積み期間に関する当座預金または準備預り金に対する付利をもって終了する。

(附則) この基本要領は、本日から実施し、7. に定める付利に係る事務が終了した時点をもって廃止する。

別紙2.

日本銀行業務方法書中一部変更

第十八条を横線のとおり改める。

(当座勘定による預り金)

第十八条 略(不変)

一 略(不変)

二 利息

預り金には利息を付さない。ただし、当銀行が特に必要と認める場合には、別に定めるところにより利息を付することができる。

三 }
七 } 略(不変)

第十九条を横線のとおり改める。

(準備預り金)

第十九条 略(不変)

2 前項の準備預り金には利息を付さない。ただし、当銀行が特に必要と認める場合には、別に定めるところにより利息を付することができる。

(附則) この業務方法書の一部変更は、平成二十年十一月十六日から実施し、

平成二十一年四月十五日限りその効力を失うものとする。

(4)「社債および企業に対する証書貸付債権の適格性判定等に関する特則」の制定等に関する件（平成20年12月2日決定）

「社債および企業に対する証書貸付債権の適格性判定等に関する特則」の制定等に関する件

(案 件)

最近の企業金融情勢を踏まえ、適切な金融調節の実施を通じて、金融市場の安定確保を図るとともに、企業金融の円滑化に資する観点から、民間企業債務の適格担保としての取扱いおよび民間企業債務を担保とする資金供給について、下記の諸措置を講ずること。

記

- 1 .「社債および企業に対する証書貸付債権の適格性判定等に関する特則」を別紙1 . のとおり制定すること。
- 2 .別紙2 .を骨子とする臨時の資金供給オペレーションを導入することとし、執行部において具体的要件を検討のうえ、基本要領の制定等について改めて政策委員会に付議すること。

以 上

「社債および企業に対する証書貸付債権の適格性判定等に関する特則」

- 1 . 社債および企業に対する証書貸付債権の適格基準については、「適格担保取扱基本要領」(平成12年10月13日付政委第138号別紙1.)別表2「担保の種類ごとの適格基準」にかかわらず、次表のとおりとする。

担保の種類	適格基準
社債	<p>適格格付機関から B B B 格相当以上の格付を取得している公募普通社債（発行企業またはその元利金の全額につき連帯保証している企業もしくは当該保証企業が発行する社債（保証付社債を除く。）が B B B 格相当以上の格付を取得している場合を含む。）のうち、発行企業の信用力その他の事情を勘案して、本行が適格と認めるものであること。</p>
企業に対する証書貸付債権	<p>(1) および (2) を満たしていること。</p> <p>(1) 債務者が適格格付機関から B B B 格相当以上の格付を取得しているもの（債務者が発行する社債が B B B 格相当以上の格付を取得している場合を含む。）のうち、債務者たる企業の信用力その他の事情を勘案して、本行が適格と認めるものであること。</p> <p>(2) 残存期間が 10 年以内のもの（満期が応当月内に到来するものを含む。）であること。</p>

2. 発行企業またはその発行する社債について適格格付機関から A 格相当以上の格付が取得されていない社債(その元利金の全額につき連帯保証している企業がある場合には、当該保証企業またはその発行する社債が適格格付機関から A 格相当以上の格付を取得していない場合に限る。)および債務者またはその発行する社債について適格格付機関から A 格相当以上の格付が取得されていない企業に対する証書貸付債権の担保価格は、「適格担保取扱基本要領」別表 1「担保の種類および担保価格」の定めにかかわらず、次のとおりとする。

社債

(1) 残存期間 1 年以内のもの	時価の 97%
(2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの	時価の 96%
(3) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの	時価の 95%
(4) 残存期間 10 年超 20 年以内のもの	時価の 89%
(5) 残存期間 20 年超 30 年以内のもの	時価の 83%
(6) 残存期間 30 年超のもの	時価の 80%

企業に対する証書貸付債権

(1) 残存期間 1 年以内のもの	残存元本額の 95%
(2) 残存期間 1 年超 3 年以内のもの	残存元本額の 86%
(3) 残存期間 3 年超 5 年以内のもの	残存元本額の 75%
(4) 残存期間 5 年超 7 年以内のもの	残存元本額の 70%
(5) 残存期間 7 年超 10 年以内のもの (満期が応当月内に到来するものを含む。)	残存元本額の 60%

3. 本措置は、平成 20 年 12 月 9 日から実施し、平成 21 年 4 月 30 日をもって廃止する。

「民間企業債務を活用した新たなオペレーション」の骨子

1 . 対象先

共通担保オペ（全店貸付）の対象先のうち希望する先

2 . 資金供給方式

電子貸付（共通担保オペと同様の方式）

3 . 貸付期間

3か月以内（ただし、期限は来年4月30日以前とする）

4 . 貸付利率

貸付期間中の無担保コールレート（オーバーナイト物）の誘導目標水準の平均値

5 . 貸付額

制限を設けない

6 . 対象先ごとの貸付限度額

各対象先が共通担保として差入れている社債、CP、手形および企業向け証書貸付債権の担保価額相当額

7 . 担保

共通担保として差入れられている適格担保

(5) 「企業金融支援特別オペレーション基本要領」の制定等に関する件(平成 20 年 12 月 19 日決定)

「企業金融支援特別オペレーション基本要領」の制定等に関する件

(案 件)

最近の企業金融情勢を踏まえ、適切な金融調節の実施を通じて、金融市場の安定確保を図るとともに、企業金融の円滑化に資する観点から、下記の諸措置を講ずること。

記

- 1 . 「企業金融支援特別オペレーション基本要領」を別紙 1 . のとおり制定すること。
- 2 . 「企業金融支援特別オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」を別紙 2 . のとおり制定すること。

以 上

企業金融支援特別オペレーション基本要領

1 . 趣旨

この基本要領は、最近の企業金融情勢を踏まえ、適切な金融調節の実施を通じて、金融市場の安定確保を図るとともに、企業金融の円滑化に資する観点から、企業金融支援特別オペレーション（適格担保を根担保として、共通担保として差入れられている民間企業債務の担保価額の範囲内で、金額に制限を設けずに、無担保コールレートの誘導目標と同水準の金利により、年度末越え資金を供給する公開市場操作としての貸付けをいう。）を行うために必要な基本的事項を定めるものとする。

2 . 貸付店

本店（業務局）または支店とする。

3 . 貸付対象先

金融機関（日本銀行法（平成 9 年法律第 8 9 号）第 3 7 条第 1 項に規定する金融機関をいう。ただし、整理回収機構および預金保険法（昭和 4 6 年法律第 3 4 号）第 2 条第 1 3 項に規定する承継銀行を除く。）金融商品取引業者（日本銀行法施行令（平成 9 年政令第 3 8 5 号）第 1 0 条第 1 項第 2 号に規定する金融商品取引業者のうち、金融商品取引法（昭和 2 3 年法律第 2 5 号）第 2 8 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。）証券金融会社（日本銀行法施行令第 1 0 条第 1 項第 3 号に規定する証券金融会社をいう。）および短資業者（同項第 4 号に規定する者をいう。）のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

4 . 貸付方式

電子貸付とする。

5．貸付期間

金融市場の情勢等を勘案して貸付けのつど決定する3か月以内の期間とする。ただし、返済期限は、平成21年4月30日を越えないものとする。

6．貸付利率および利息の徴収

(1) 貸付利率は、本行が金融市場調節方針において誘導目標として定める無担保コールレート(オーバーナイト物)の水準の貸付期間中における平均値とする。

(2) 利息の徴収は、(1)に定める貸付利率によって、貸付日の翌日から返済期日までの日数に応じて、後取りの方法により行う。

7．貸付先および貸付金額

貸付先は貸付対象先のうち希望する先とし、貸付金額は8．の限度額の範囲内で貸付先の希望する金額とする。

8．貸付限度額

(1) 貸付総額には制限を設けない。

(2) 貸付先ごとの貸付限度額は、各貸付先が共通担保として差入れている社債、短期社債、保証付短期外債、企業が振出す手形、コマーシャル・ペーパー(資産担保コマーシャル・ペーパーを除く。)および企業に対する証書貸付債権の担保価額相当額の合計額とする。ただし、貸付実行時点における当該貸付先が差入れている共通担保の担保余裕額相当額を超えることはできない。

9．貸付日等

貸付日その他貸付けを行うために必要な具体的事項については、金融市場の情勢等を勘案して貸付けのつど決定するものとする。

10. 担保

- (1) 貸付対象先から、適格担保を根担保として差入れさせるものとする。
- (2) 担保の取扱いは、「適格担保取扱基本要領」(平成12年10月13日付政委第138号別紙1.)の定めるところによる。

(附則)

この基本要領は、本日より実施し、平成21年4月30日をもって廃止する。

別紙2.

企業金融支援特別オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領

1. 趣旨

この基本要領は、企業金融支援特別オペレーションに関する事務手続の明確化を図る趣旨から、「企業金融支援特別オペレーション基本要領」(平成20年12月19日付政委第124号別紙1.)に規定する貸付対象先(以下「対象先」という。)の選定を行うために必要な基本的事項を定めるものとする。

2. 対象先の選定基準等

対象先の選定に当たっては、「共通担保資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」(平成18年4月11日付政委第31号別紙2.)に基づいて選定された共通担保資金供給オペレーション(全店貸付)の貸付対象先から、対象先となることを希望する先を公募し、その公募に応じた先を選定するものとする。

3．対象先の遵守事項等

(1) 対象先の公募に際しては、次に掲げる対象先としての遵守事項を明示するものとする。

イ、正確かつ迅速に事務を処理すること

ロ、金融政策遂行に有益な市場情報または分析を提供すること

(2) 対象先が(1)に掲げる事項に著しく背馳した場合には、対象先からの除外等の措置を講ずることができるものとする。

(3)(2)に定める場合のほか、「共通担保資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」2．に定める基準に鑑み必要と認められる場合には、対象先からの除外等の措置を講ずることができるものとする。

(附則)

この基本要領は、本日より実施し、平成21年4月30日をもって廃止する。

(6) 「株式会社日本政策投資銀行との金融市場調節に係る諸取引の取扱いに関する特則」の制定等に関する件 (平成 20 年 12 月 19 日決定)

「株式会社日本政策投資銀行との金融市場調節に係る諸取引の取扱いに関する特則」の制定等に関する件

(案 件)

最近の企業金融情勢を踏まえ、適切な金融調節の実施を通じて、金融市場の安定確保を図るとともに、企業金融の円滑化に資する観点から、株式会社日本政策投資銀行が、株式会社日本政策金融公庫法 (平成 1 9 年法律第 5 7 号) 第 2 条第 5 号に定める危機対応業務またはこれに関連する業務として実施するコマースナル・ペーパーの買取業務を支援するための時限措置として、下記の諸措置を講ずること。

記

- 1 . 「株式会社日本政策投資銀行との金融市場調節に係る諸取引の取扱いに関する特則」を別紙 1 . のとおり制定すること。
- 2 . 「日本銀行業務方法書」(平成 1 0 年 3 月 2 4 日付政第 2 9 号別紙 3) を別紙 2 . のとおり一部変更すること。

以 上

株式会社日本政策投資銀行との金融市場調節に係る諸取引の取扱い
に関する特則

株式会社日本政策投資銀行が株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号）第 2 条第 5 号に定める危機対応業務またはこれに関連する業務として実施するコマーシャル・ペーパーの買取業務（以下「CP 買取業務」という。）を支援するための時限措置として、同行について、金融市場調節に係る諸取引の対象先に選定するための条件に関し、以下の 1 . ないし 3 . の特例を設けるものとする。

1 . 株式会社日本政策投資銀行は、以下の（ 1 ）ないし（ 3 ）の条件を満たすものとみなす。

（ 1 ）「共通担保資金供給オペレーション基本要領」（平成 18 年 4 月 11 日付政委第 31 号別紙 1 .） 3 . に規定する別に定めるところにより貸付対象先に選定されうるための条件

（ 2 ）「コマーシャル・ペーパー等の売戻条件付買入基本要領」（平成 10 年 1 月 15 日付政第 253 号別紙 1 .） 3 . に規定する別に定めるところにより買入対象先に選定されうるための条件

（ 3 ）「企業金融支援特別オペレーション基本要領」（平成 20 年 12 月 19 日付政委第 124 号別紙 1 .） 3 . に規定する別に定めるところにより貸付対象先に選定されうるための条件

2 . 同行から共通担保資金供給オペレーション（全店貸付）コマーシャル・ペー

パー等の売戻条件付買入または企業金融支援特別オペレーションの対象先となることについて希望があった場合には、「共通担保資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」(平成18年4月11日付政委第31号別紙2.)、「コマーシャル・ペーパー等の売戻条件付買入における買入対象先選定基本要領」(平成10年12月15日付政第253号別紙2.)または「企業金融支援特別オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」(平成20年12月19日付政委第124号別紙2.)を適用せず、同行が以下の要件を満たすことを選定の条件とする。

- (1) 本行本店の当座預金取引先であり、日本銀行金融ネットワークシステムを利用していること
- (2) 自己資本の状況および立入調査等から得られた情報に照らし、信用力が十分であると認められること
- (3) 次に掲げる事項に同意すること
 - イ、正確かつ迅速に事務を処理すること
 - ロ、金融政策遂行に有益な市場情報または分析を提供すること

3.2.(1)もしくは(2)に定める要件に鑑み必要と認められる場合または2.(3)に掲げる事項に著しく背馳した場合には、対象先からの除外等の措置を講ずることができるものとする。

(附則)

- 1. この特則は、本日から実施し、CP買取業務の終了日をもって廃止する。
- 2. 株式会社日本政策投資銀行が、CP買取業務により取得したコマーシャル・ペーパーを保有している場合における同行の取扱いについては、1.の廃止日以後も、なお従前の例による。

「日本銀行業務方法書」中一部変更

第九条の三を横線のとおり改める。

(有価証券を担保とする公開市場操作としての貸付け)

第九条の三 略(不変)

一 相手方

貸付けの相手方は、金融機関、金融商品取引業者、証券金融会社、又は短資業者その他の者であって、当銀行と当座預金取引を有する者のうち、当銀行が第一条の目的を達成するため適当と認めるものとする。

二 }
五 } 略(不変)

第十一条を横線のとおり改める。

(コマーシャル・ペーパー等の売戻条件付買入れ)

第十一条 略(不変)

一 相手方

買入れの相手方は、金融機関、金融商品取引業者、証券金融会社、又は短資業者その他の者であって、当銀行と当座預金取引を有する者のうち、当銀行が第一条の目的を達成するため適当と認めるものとする。

二 }
四 } 略(不変)

(附則)

1. この業務方法書の一部変更は、平成二十年十二月十九日から実施し、株式会社日本政策投資銀行が株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)第二条第五号に定める危機対応業務またはこれに関連する業務として実施するコマーシャル・ペーパーの買取業務(以下この附則において「CP買取業務」という。)の終了日限り、その効力を失う。
2. 株式会社日本政策投資銀行が、この変更の失効前にCP買取業務により取得したコマーシャル・ペーパーを保有している場合における同行に対する第九条の三(第四十九条の三において準用する場合を含む。)および第十一条の規定の適用については、失効日後も、なお従前の例による。

(7) 「米ドル資金供給オペレーション基本要領」の一部改正等に関する件 (平成 20 年 12 月 19 日決定)

「米ドル資金供給オペレーション基本要領」の一部改正等に関する件

(案 件)

最近における米ドル市場の状況を踏まえ、適切な金融調節の実施を通じて、金融市場の安定確保を図るため、下記の諸措置を講ずること。

記

1. 「米ドル資金供給オペレーション基本要領」(平成20年9月18日付政委第77号別紙1.)を別紙1.のとおり一部改正すること。
2. 「米ドル資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」(平成20年9月18日付政委第77号別紙2.)を別紙2.のとおり一部改正すること。
3. 「ニューヨーク連邦準備銀行との間の為替スワップ取極要綱」(平成20年9月18日付政委第77号別紙3.)を別紙3.のとおり一部改正すること。

以 上

別紙 1 .

「米ドル資金供給オペレーション基本要領」中一部改正

附則を横線のとおり改める。

(附則)

この基本要領は、本日より実施し、平成 2 1 年 4 月 3 0 日をもって廃止する。
ただし、同日以前の日を貸付日とする貸付けの取扱いについては、なお従前の例による。

別紙 2 .

「米ドル資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」中一部改正

附則を横線のとおり改める。

(附則)

この基本要領は、本日より実施し、平成 2 1 年 4 月 3 0 日をもって廃止する。
ただし、同日以前に選定された対象先の取扱いについては、なお従前の例によ

る。

別紙 3 .

「ニューヨーク連邦準備銀行との間の為替スワップ取極要綱」中一部改正

4 . を横線のとおり改める。

4 . 為替スワップ取極の有効期限 (引出可能期限)

平成 2 1 年 4 月 3 0 日

(8) 「国債売買基本要領」の一部改正等に関する件 (平成 21 年 1 月 22 日決定)

「国債売買基本要領」の一部改正等に関する件

(案 件)

平成 20 年 12 月 18・19 日の政策委員会・金融政策決定会合において、長期国債の買入れに関し、買入対象国債への変動利付国債および物価連動国債の追加が決定されたことに伴い、下記の諸措置を講ずること。

記

1. 「国債売買基本要領」(平成 11 年 3 月 25 日付政委第 43 号別紙 1.) を別紙 1. のとおり一部改正すること。
2. 「日本銀行業務方法書」(平成 10 年 3 月 24 日付政第 29 号別紙 3) を別紙 2. のとおり一部変更すること。

以 上

「国債売買基本要領」中一部改正

4 . を横線のとおり改める。

4 . 売買対象

次の(1)および(2)に掲げる国債とする。

(1)変動利付国債および物価連動国債以外の利付国債(発行後1年以内のもののうち発行年限別の直近発行2銘柄を除く。)とする。

(2)変動利付国債および物価連動国債(それぞれにつき、発行後1年以内のもののうち発行年限別の直近発行2銘柄を除く。)

5 . を横線のとおり改める。

5 . 売買方式

(1)変動利付国債および物価連動国債以外の国債

売買対象先が売買の際に希望する利回りから本行が市場実勢相場等を勘案して国債の銘柄ごとに定める利回り(以下「基準利回り」という。)を差し引いて得た値(以下「売買希望利回較差」という。)を入札に付してコンベンショナル方式により決定し、これにより売買する方式とする。

(2)変動利付国債および物価連動国債

売買対象先が売買の際に希望する価格から本行が市場実勢相場等を勘案して国債の銘柄ごとに定める価格(以下「基準価格」という。)を差し引いて得た値(以下「売買希望価格較差」という。)を入札に付してコン

ベンショナル方式により決定し、これにより売買する方式とする。

6. を横線のとおり改める。

6. 売買価格

売買価格は、売買先が売買を希望する国債の銘柄ごとに、基準利回りに5.(1)により決定した売買希望利回較差を加えて得た利回りに基づいて算出した価格、または基準価格に5.(2)により決定した売買希望価格較差を加えて得た価格とする。

(附則) この一部改正は、平成21年2月2日から実施する。

別紙2.

「日本銀行業務方法書」中一部変更

第十三条第二号を横線のとおり改める。

二 売買の対象となる債券の種類

売買の対象となる債券は、次に掲げる利付国債(発行後一年以内の利付国債のうち発行年限別の直近発行二銘柄を除く。)とする。

イ 変動利付国債及び物価連動国債以外の利付国債(発行後一年以内の利付国債のうち発行年限別の直近発行二銘柄を除く。)

ロ 変動利付国債及び物価連動国債(それぞれにつき、発行後一年以内の利付国債のうち発行年限別の直近発行二銘柄を除く。)

(附則)

この業務方法書の一部変更は、平成二十一年二月二日から実施する。

(9) 「短期国債売買基本要領」の一部改正等に関する件 (平成 21 年 1 月 22 日決定)

「短期国債売買基本要領」の一部改正等に関する件

(案 件)

「割引短期国債」および「政府短期証券」が「国庫短期証券」として統合発行されることに伴い、下記の諸措置を講ずること。

記

1 . 次の政策委員会決定をそれぞれ別紙 1 . から 8 . までのとおり一部改正すること。

(1) 「短期国債売買基本要領」

(平成 1 1 年 1 0 月 2 7 日付政委第 1 6 3 号別紙 1 .) ……別紙 1 .

(2) 「国債の条件付売買基本要領」

(平成 1 4 年 9 月 1 8 日付政委第 1 0 9 号別紙 1 .) ……別紙 2 .

(3) 「補完供給を目的として行う国債の買戻条件付売却基本要領」

(平成 1 6 年 4 月 9 日付政委第 3 7 号別紙 1 .) ……別紙 3 .

(4) 「短期国債売買および国債の条件付売買における売買対象先選定基本要領」

(平成 1 4 年 9 月 1 8 日付政委第 1 0 9 号別紙 2 .) ……別紙 4 .

- (5) 「補完供給を目的として行う国債の買戻条件付売却における売却対象先選定基本要領」
(平成16年4月9日付政委第37号別紙2.) ……別紙5.
- (6) 「手形売出における売出対象先選定基本要領」
(平成12年4月27日付政委第62号別紙5.) ……別紙6.
- (7) 「米ドル資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」
(平成20年9月18日付政委第77号別紙2.) ……別紙7.
- (8) 「適格担保取扱基本要領」
(平成12年10月13日付政委第138号別紙1.) ……別紙8.

2. 「日本銀行業務方法書」(平成10年3月24日付政第29号別紙3)を別紙9.のとおり一部変更すること。

以 上

「短期国債売買基本要領」中一部改正

題名を「国庫短期証券売買基本要領」に改める。

1 . を横線のとおり改める。

1 . 趣旨

この基本要領は、金融調節の一層の円滑化を図る趣旨から、短期国債国庫短期証券売買（割引短期国債および政府短期証券の売戻条件または買戻条件を付さない売買をいう。）を行うために必要な基本的事項を定めるものとする。

4 . を横線のとおり改める。

4 . 売買対象

国庫短期証券（割引短期国債および政府短期証券をいう。以下同じ。）~~以下「短期国債」という。~~）とする。

5 . から 7 . まで中、「短期国債」を「国庫短期証券」に改める。

(附則)

この一部改正は、初回の国庫短期証券の発行日から実施する。

別紙 2 .

「国債の条件付売買基本要領」中一部改正

1 . を横線のとおり改める。

1 . 趣旨

この基本要領は、金融調節の一層の円滑化を図る趣旨から、利付国債、および国庫短期証券（割引短期国債および政府短期証券をいう。以下同じ。）の売戻条件付買入または買戻条件付売却を行うために必要な基本的事項を定めるものとする。

4 . を横線のとおり改める。

4 . 売買対象

利付国債、割引短期国債および政府短期証券国庫短期証券（以下「売買国債」）と総称する。）とする。

8 . を横線のとおり改める。

8 . 担保

(1) }
) } 略 (不変)
(3) }

(4) 担保の種類

担保の種類は、受入または差入の別に応じ、次のとおりとする。

イ . 受入の場合

利付国債、割引国債、割引短期国債および政府短期証券国庫短期証券 (口 . とあわせ、本要領において、「担保国債」と総称する。) ならびに金銭 (本要領において、「担保金」という。) とする。

ロ . 差入の場合

利付国債、割引国債、割引短期国債および政府短期証券国庫短期証券とする。

(5) }
(6) } 略 (不変)

(附則)

この一部改正は、初回の国庫短期証券の発行日から実施する。

別紙 3 .

「補完供給を目的として行う国債の買戻条件付売却基本要領」中一部改正

4 . を横線のとおり改める。

4 . 売却対象とする国債

本行が保有する利付国債、および国庫短期証券（割引短期国債および政府短期証券をいう。）のうち、本行が適当と認める銘柄とする。

（附則）

この一部改正は、初回の国庫短期証券の発行日から実施する。

別紙 4 .

「短期国債売買および国債の条件付売買における売買対象先選定基本要領」中一部改正

題名を「国庫短期証券売買および国債の条件付売買における売買対象先選定基本要領」に改める。

1 . を横線のとおり改める。

1 . 趣旨

この基本要領は、金融調節に関する事務手続の一層の明確化を図る趣旨から、「短期国債国庫短期証券売買基本要領」（平成 11 年 10 月 27 日付政委第 163 号別紙 1 .）および「国債の条件付売買基本要領」（平成 14 年 9 月 18 日付政委第 109 号別紙 1 .）に規定する売買対象先の選定を行うために必要な基本的事項を定めるものとする。

2. を横線のとおり改める。

2. 売買対象先の選定基準等

(1) }
(2) } 略(不変)

(3) (2) に掲げる要件を満たした先の数が、本行が短期国債国庫短期証券売買および国債の条件付売買の円滑な実施のために適当と認める売買対象先の数を上回る場合には、次に掲げる事項を勘案して売買対象先を選定する。

イ、利付国債、および国庫短期証券(割引短期国債および政府短期証券(をいう。以下、利付国債とあわせ「売買対象国債」という。))の流通市場における取引高

ロ、 }
ハ、 } 略(不変)

ホ、既存の売買対象先については、本行の短期国債国庫短期証券売買および国債の条件付売買における落札実績

4. を横線のとおり改める。

4. 売買対象先の遵守事項等

(1) 売買対象先の公募に際しては、次に掲げる売買対象先としての遵守事項を明示するものとする。

イ、本行の短期国債国庫短期証券売買および国債の条件付売買に積極的に応札すること

(以下略(不変))

(附則)

この一部改正は、初回の国庫短期証券の発行日から実施する。

別紙 5 .

「補完供給を目的として行う国債の買戻条件付売却における売却対象先選定基本要領」中一部改正

2 . を横線のとおり改める。

2 . 売却対象先の選定基準等

売却対象先の選定に当っては、「国債売買における売買対象先選定基本要領」(平成11年3月25日付政委第43号別紙2.)または「短期国債国庫短期証券売買および国債の条件付売買における売買対象先選定基本要領」(平成14年9月18日付政委第109号別紙2.)に基づいて選定された売買対象先のうち、「補完供給を目的として行う国債の買戻条件付売却基本要領」に基づく国債の買戻条件付売却における売却対象先となることを希望する先を公募し、その公募に応じた先を選定するものとする。

4 . を横線のとおり改める。

4 . 売却対象先の遵守事項等

(1) }
(2) } 略(不変)

(3)(2)に定める場合のほか、「国債売買における売買対象先選定基本要領」2.または「短期国債国庫短期証券売買および国債の条件付売買における売買対象先選定基本要領」2.に定める基準に鑑み必要と認められる場合には、売却対象先からの除外等の措置を講ずることができるものとする。

(附則)

この一部改正は、初回の国庫短期証券の発行日から実施する。

別紙6.

「手形売出における売出対象先選定基本要領」中一部改正

2.を横線のとおり改める。

2.売出対象先の選定基準等

(1) } 略(不変)
(2) }

(3)(2)に掲げる要件を満たした応募先の数が、本行が手形売出(売出基本要領に基づく手形の売出をいう。以下同じ。)の円滑な実施のために適当と認める売出対象先の数を上回る場合には、次に掲げる事項を勘案して売出対象先を選定する。

イ、略(不変)

ロ、手形売出により本行が売出した手形(以下「売出手形」という。)および短期国債国庫短期証券(割引短期国債および政府短期証券をいう。)の保

有平均残高の合計

(附則)

この一部改正は、初回の国庫短期証券の発行日から実施する。

別紙 7 .

「米ドル資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」中
一部改正

2 . を横線のとおり改める。

2 . 対象先の選定基準等

対象先の選定に当っては、「共通担保資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」(平成18年4月11日付政委第31号別紙2.)に基づいて選定された共通担保資金供給オペレーション(本店貸付)の貸付対象先、同要領に基づいて選定された共通担保資金供給オペレーション(全店貸付)の貸付対象先のうち本行本店を貸付店とする先または「短期国債国庫短期証券売買および国債の条件付売買における売買対象先選定基本要領」(平成14年9月18日付政委第109号別紙2.)に基づいて選定された売買対象先で、かつ、米ドル資金供給オペレーションにかかる米ドルを本行との間で受渡しするために使用する口座としてニューヨーク連邦準備銀行に米ドル口座を保有する先(ニューヨーク連邦準備銀行に米ドル口座を保有する他の金融機関に受渡を委託する先を含む。)から、対象先となることを希望する先を公募し、その公募に応じた先を選定するものとする。

3. を横線のとおり改める。

3. 対象先の遵守事項等

(1) }
(2) } 略(不変)

(3)(2)に定める場合のほか、2.に定める基準、「共通担保資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」2.に定める基準または「短期国債国庫短期証券売買および国債の条件付売買における売買対象先選定基本要領」2.に定める基準に鑑み必要と認められる場合には、対象先からの除外等の措置を講ずることができるものとする。

(附則)

この一部改正は、初回の国庫短期証券の発行日から実施する。

別紙 8 .

「適格担保取扱基本要領」中一部改正

4. を横線のとおり改める。

4. 担保の適格基準および適格性判定手続

(1) }
(2) } 略 (不変)

(3) 適格性判定手続

国債 (割引短期国債を除く。)、政府短期証券 国庫短期証券 (割引短期国債および政府短期証券をいう。)、政府保証付債券、公募地方債、交付税及び譲与税配付金特別会計に対する証券貸付債権、預金保険機構に対する政府保証付証券貸付債権および銀行等保有株式取得機構に対する政府保証付証券貸付債権以外の担保については、当座勘定取引の相手方である金融機関等 (以下「取引先」という。) からの適格性判定依頼を受けて、本行がその適格性判断を行う。この場合、民間企業債務については、債務者である企業の信用力の判断は、「企業の信用判定基本要領」(平成12年10月13日付政委第138号別紙2.)に基づきこれを行う。

別表1を横線のとおり改める。

別表1

担保の種類および担保価格

1 . 国債 (変動利付国債、分離元本振替国債および分離利息振替国債ならびに、物価連動国債ならびに割引短期国債を除く。) および 国庫短期証券 (割引短期国債および政府短期証券をいう。)

(1) }
{ } } 略 (不変)
(6) }

1 - 2 . }
 {
 1 - 4 . } 略 (不変)

2 . 政府短期証券 時価の 9 9 %

~~3 2 .~~ }
 {
~~1 8 1 7 .~~ } 略 (不変)

(特則)

1 . から ~~1 2 1 1 .~~ までに掲げるもののうち、パス・スルー債等、元本の分割償還が行われることがある債券

(1) }
 (2) } 略 (不変)

別表 2 を横線のとおり改める。

別表 2

担保の種類ごとの適格基準

担保の種類	適格基準
国債 (変動利付国債、分離元本振替国債および分離利息振替国債ならびに物価連動国債を含む、割引短期国債を除く)	普通国債であること (個人向け国債を除く。) <u>財政投融资特別会計国債または承継国債であること。</u>

<p>政府短期証券国庫短期証券(割引短期国債および政府短期証券をいう)</p>	<p>総て適格とする。</p>
<p>政府保証付債券 地方債</p>	<p>} 略(不変)</p>
<p>}</p>	
<p>交付税及び譲与税配付金特別会計に対する証券貸付債権 預金保険機構に対する政府保証付証券貸付債権 銀行等保有株式取得機構に対する政府保証付証券貸付債権</p>	

(附則)

この一部改正は、初回の国庫短期証券の発行日から実施する。

別紙 9 .

「日本銀行業務方法書」中一部変更

第九条を横線のとおり改める。

(有価証券を担保とする貸付け)

第九条 当銀行は、第六条第一項第二号に規定する業務として、次の各号に定めるところにより、手形、国債その他の有価証券を担保とする貸付け（次条及び第九条の三に規定するものを除く。以下この条において同じ。）を行う。

一 略（不変）

二 担保の種類

貸付けを行うに当たっては、担保として、次に掲げる有価証券のうち当銀行が適当と認めるものを徴求する。

イ 国債（政府短期証券国庫短期証券（割引短期国債及び政府短期証券をいう。以下同じ。）を除く。）

ロ 政府短期証券国庫短期証券

（以下略（不変））

第十三条を横線のとおり改める。

（国債の売買）

第十三条 当銀行は、第六条第一項第三号に規定する業務として、次の各号に定めるところにより、国債（割引短期国債及び政府短期証券国庫短期証券を除く。以下この節において同じ。）の売買を行う。

一 }
二 } 略（不変）
三 }

第十四条を横線のとおり改める。

（短期国債国庫短期証券の売買）

第十四条 当銀行は、第六条第一項第三号に規定する業務として、次の各号に定めるところにより、短期国債国庫短期証券の売買を行う。

一 略（不変）

二 売買の対象となる債券の種類

売買の対象となる債券は、割引短期国債及び政府短期証券国庫短期証券とする。

三 略（不変）

第十五条を横線のとおり改める。

（国債及び短期国債国庫短期証券の条件付売買）

第十五条 当銀行は、第六条第一項第三号に規定する業務として、次の各号に定めるところにより、国債及び短期国債国庫短期証券の売戻条件付買入れ又は買戻条件付売却を行う。

一 略（不変）

二 売買の対象となる債券の種類

売買の対象となる債券は、利付国債、割引短期国債及び政府短期証券国庫短期証券とする。

三 }
四 } 略（不変）

五 担保

金融市場の情勢に応じ、利付国債、割引国債、割引短期国債、政府短期証券国庫短期証券又は金銭を担保として徴求し、利付国債、割引国債、割引短期国債又は政府短期証券国庫短期証券を担保として差し入れる。

（附則）

この業務方法書の一部変更は、初回の国庫短期証券の発行日から実施する。

(10)「コマーシャル・ペーパー等買入基本要領」の制定等に関する件（平成 21 年 1 月 22 日決定）

「コマーシャル・ペーパー等買入基本要領」の制定等に関する件

（案 件）

年度末に向けて企業金融が一段と厳しさを増すおそれがあることを踏まえ、適切な金融調節の実施を通じて、金融市場の安定確保を図るとともに、企業金融の円滑化に資する観点から、コマーシャル・ペーパー等の買入れを実施するため、下記の諸措置を講ずること。

記

- 1 . 「コマーシャル・ペーパー等買入基本要領」を別紙 1 . のとおり制定すること。
- 2 . 「コマーシャル・ペーパー等買入における買入対象先選定基本要領」を別紙 2 . のとおり制定すること。
- 3 . 「日本銀行業務方法書」（平成 1 0 年 3 月 2 4 日付政第 2 9 号別紙 3 ）を別紙 3 . のとおり一部変更すること。

以 上

「コマーシャル・ペーパー等買入基本要領」

1 . 趣旨

この基本要領は、適切な金融調節の実施を通じて、金融市場の安定確保を図るとともに、企業金融の円滑化に資する観点から、本行がコマーシャル・ペーパー等の買入を行うために必要な基本的事項を定めるものとする。

2 . 買入店

本店（業務局）とする。

3 . 買入対象先

金融機関（日本銀行法（平成 9 年法律第 8 9 号）第 3 7 条第 1 項に規定する金融機関をいう。ただし、整理回収機構および預金保険法（昭和 4 6 年法律第 3 4 号）第 2 条第 1 3 項に規定する承継銀行を除く。）金融商品取引業者（日本銀行法施行令（平成 9 年政令第 3 8 5 号）第 1 0 条第 1 項第 2 号に規定する金融商品取引業者のうち、金融商品取引法（昭和 2 3 年法律第 2 5 号）第 2 8 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。）証券金融会社（日本銀行法施行令第 1 0 条第 1 項第 3 号に規定する証券金融会社をいう。）および短資業者（同項第 4 号に規定する者をいう。）のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

4 . 買入対象

以下の要件を満たすコマーシャル・ペーパー（資産担保コマーシャル・ペーパーを除く。以下同じ。）短期社債、保証付短期外債、資産担保コマーシャル・ペーパーおよび資産担保短期債券（本要領において「コマーシャル・ペーパー等」と総称する。）のうち、買入対象とすることが適当でない認められ

る特段の事情がないものとする。

(1) 通則

イ、「適格担保取扱基本要領」(平成12年10月13日付政委第138号別紙1.)に定める適格担保基準を満たすものであること(「資産担保コマーシャル・ペーパー等の適格性判定に関する特則」(平成20年10月14日付政委第93号別紙2.)に定める適格担保基準を満たすものを含む。)

ロ、残存期間が3か月以内のものであること。

ハ、5.に定める入札を実施する日以前に発行されたものであること。

(2) コマーシャル・ペーパーおよび短期社債

次のイ、またはロ、を満たしていること。

イ、適格格付機関から a - 1 格相当の格付を取得していること。

ロ、イ、に該当しないコマーシャル・ペーパーまたは短期社債であって、その額面金額または元利金の全額につき連帯保証している企業がある場合には、当該保証企業が、適格格付機関から a - 1 格相当の格付を取得していること。

(3) 保証付短期外債

保証企業が適格格付機関から a - 1 格相当の格付を取得していること。

5. 買入方式

買入対象先が売買利回りとして希望する利回りから本行が売買利回りの下限として定める利回り(以下「下限利回り」という。)を差し引いて得た値(以下「売買希望利回較差」という。)を入札に付してコンベンショナル方式により決定し、これにより買入れる方式とする。下限利回りは対象証券の残存期間に応じて本行が定める区分ごとに市場実勢等を勘案して定める。

6．買入価格

買入対象先が本行による買入を希望する証券ごとに、下限利回りに5．に定める方式により決定した売買希望利回較差を加えて得た利回りに基づいて算出した価格とする。

7．買入を行う期間

平成21年3月31日までとする。

8．買入限度額等

(1) 買入残高の総額は3兆円を限度とする。

(2) 一発行体当りの買入残高は1,000億円を限度とする。ただし、買入の時点において、買入残高が平成20年7月から12月までの各月末における当該発行体のコマーシャル・ペーパー等の総発行残高のうち最大のものの2割5分を超えているコマーシャル・ペーパー等については、買入対象から除外する。

9．買入日および買入金額等

買入日、買入金額その他買入を行うために必要な具体的事項については、金融市場の情勢等を勘案して買入のつど決定するものとする。

(附則) この基本要領は、本日より実施し、平成21年3月31日をもって廃止する。

別紙2．

「コマーシャル・ペーパー等買入における買入対象先選定基本要領」

1．趣旨

この基本要領は、コマーシャル・ペーパー等買入に関する事務手続の明確化を図る趣旨から、「コマーシャル・ペーパー等買入基本要領」(平成21年1月22日付政委第6号別紙1.)に規定する買入対象先(以下「対象先」という。)の選定を行うために必要な基本的事項を定めるものとする。

2．対象先の選定基準等

対象先の選定に当たっては、「コマーシャル・ペーパー等の売戻条件付買入における買入対象先選定基本要領」(平成10年12月15日付政第253号別紙2.)に基づいて選定された買入対象先、「共通担保資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」(平成18年4月11日付政委第31号別紙2.)に基づいて選定された共通担保資金供給オペレーション(本店貸付)の貸付対象先または同要領に基づいて選定された共通担保資金供給オペレーション(全店貸付)の貸付対象先のうち本行本店を貸付店とする先から、対象先となることを希望する先を公募し、その公募に応じた先を選定するものとする。

3．対象先の遵守事項等

(1) 対象先の公募に際しては、次に掲げる対象先としての遵守事項を明示するものとする。

イ、正確かつ迅速に事務を処理すること

ロ、金融政策遂行に有益な市場情報または分析を提供すること

(2) 対象先が(1)に掲げる事項に著しく背馳した場合には、対象先からの除外等の措置を講ずることができるものとする。

(3) (2)に定める場合のほか、「コマーシャル・ペーパー等の売戻条件付買入における買入対象先選定基本要領」2.に定める基準または「共通担保資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」2.に定める基準に鑑み必要と認められる場合には、対象先からの除外等の措

置を講ずることができるものとする。

(附則) この基本要領は、本日より実施し、平成21年3月31日をもって廃止する。

別紙3.

「日本銀行業務方法書」中一部変更

第十六条を横線のとおり改める。

(コマーシャル・ペーパー等の買入れ)

第十六条 削除当銀行は、第六条第一項第三号に規定する業務として、次の各号に定めるところにより、コマーシャル・ペーパー、短期社債、保証付短期外債及び資産担保短期債券（以下この条において「コマーシャル・ペーパー等」という。）の買入れを行う。

一 相手方

買入れの相手方は、金融機関、金融商品取引業者、証券金融会社又は短資業者であって、当銀行と当座預金取引を有する者のうち、当銀行が第一条の目的を達成するため適当と認めるものとする。

二 買入れの対象となるコマーシャル・ペーパー等

コマーシャル・ペーパー等のうち当銀行が適当と認めるものを、買入れの対象とする。

三 買入れの価格

買入れの価格は、金融市場の情勢を勘案して定める。

四 買入れの限度

イ コマーシャル・ペーパー等の買入れの残高は、三兆円を限度とする。

ロ 発行体別の買入れの残高は、千億円を限度とする。ただし、買入れを

行う時点において、買入れの残高が平成二十年七月から十二月までの各月末における各発行体のコマーシャル・ペーパー等の総発行残高のうち最大のものの二割五分を超えているコマーシャル・ペーパー等については、当該買入れの対象から除外する。

(附則)

この業務方法書の一部変更は、平成二十一年一月二十二日から実施し、平成二十一年三月三十一日限りその効力を失うものとする。

(11)「適格担保取扱基本要領」の一部改正等に関する件(平成21年1月22日決定)

「適格担保取扱基本要領」の一部改正等に関する件

(案 件)

金融調節の一層の円滑化を図る観点から、不動産投資法人債、短期不動産投資法人債、不動産投資法人が振出す手形、不動産投資法人コマーシャル・ペーパーおよび不動産投資法人に対する証書貸付債権を適格担保とし、また、短期不動産投資法人債および不動産投資法人コマーシャル・ペーパーをコマーシャル・ペーパー等の売戻条件付買入の対象とするため、下記の諸措置を講ずること。

記

1. 「適格担保取扱基本要領」(平成12年10月13日付政委第138号別紙1.)を別紙1.のとおり一部改正すること。
2. 「コマーシャル・ペーパー等の売戻条件付買入基本要領」(平成10年12月15日付政第253号別紙1.)を別紙2.のとおり一部改正すること。
3. 「企業金融支援特別オペレーション基本要領」(平成20年12月19日付政委第124号別紙1.)を別紙3.のとおり一部改正すること。
4. 「コマーシャル・ペーパー等買入基本要領」(平成21年1月22日付政委第号別紙1.)を別紙4.のとおり一部改正すること。
5. 「日本銀行業務方法書」(平成10年3月24日付政第29号別紙3)を別紙5.のとおり一部変更すること。

以 上

「適格担保取扱基本要領」中一部改正

2 . (3) を横線のとおり改める。

(3) 適格担保の取扱いにおける市場情報の有効利用

適格担保の取扱いにおいては、市場機能を活用する観点から、適格性判断における格付機関格付の利用、担保価格算定における時価情報の利用、民間企業債務（社債、短期社債、保証付短期外債、企業が振出す手形、コマーシャル・ペーパー（資産担保コマーシャル・ペーパーおよび不動産投資法人コマーシャル・ペーパーを除く。））および企業に対する証書貸付債権をいう。以下同じ。）ならびに資産担保債券、資産担保短期債券および資産担保コマーシャル・ペーパーならびに不動産投資法人債、短期不動産投資法人債、不動産投資法人が振出す手形、不動産投資法人コマーシャル・ペーパーおよび不動産投資法人に対する証書貸付債権の信用度判断における公開情報の利用等、市場情報の有効利用を図ることとする。

別表 1 を横線のとおり改める。

別表 1

担保の種類および担保価格

1 . }
 } 略 (不変)
9 . }

10 . 不動産投資法人債

<u>(1) 残存期間 1 年以内のもの</u>	<u>時価の 9 7 %</u>
<u>(2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの</u>	<u>時価の 9 6 %</u>
<u>(3) 残存期間 5 年超 1 0 年以内のもの</u>	<u>時価の 9 5 %</u>
<u>(4) 残存期間 1 0 年超 2 0 年以内のもの</u>	<u>時価の 8 9 %</u>
<u>(5) 残存期間 2 0 年超 3 0 年以内のもの</u>	<u>時価の 8 3 %</u>
<u>(6) 残存期間 3 0 年超のもの</u>	<u>時価の 8 0 %</u>

11 . 短期不動産投資法人債 元本額の 9 6 %

~~10~~ 12 . }
 } 略 (不変)
~~12~~ 14 . }

15 . 不動産投資法人が振出す手形 手形金額の 9 6 %

~~13~~ 16 . }
 } 略 (不変)
~~14~~ 17 . }

18 . 不動産投資法人に対する証書貸付債権

<u>(1) 残存期間 1 年以内のもの</u>	<u>残存元本額の 9 6 %</u>
<u>(2) 残存期間 1 年超 3 年以内のもの</u>	<u>残存元本額の 9 0 %</u>
<u>(3) 残存期間 3 年超 5 年以内のもの</u>	<u>残存元本額の 8 0 %</u>
<u>(4) 残存期間 5 年超 7 年以内のもの</u>	<u>残存元本額の 7 5 %</u>
<u>(5) 残存期間 7 年超 1 0 年以内のもの</u>	<u>残存元本額の 6 5 %</u>

(満期が応当月内に到来するものを含む。)

~~15~~ 19 . }
 } 略 (不変)
~~17~~ 21 . }

(特則)

1. から4.1.3. までに掲げるもののうち、パス・スルー債等、元本の分割償還が行われることがある債券

(1) }
(2) } 略(不変)

別表2を横線のとおり改める。

別表2

担保の種類ごとの適格基準

担保の種類	適格基準
国債(変動利付国債、分離元本振替国債および分離利息振替国債ならびに物価連動国債を含み、割引短期国債を除く) 社債	略(不変)
短期社債 企業が振出す手形 コマーシャル・ペーパー(資産担保コマーシャル・ペーパーおよび不動産投資法人コマーシャル・ペーパーを除く)	略(不変)

<p>保証付短期外債) 資産担保短期債券 資産担保コマーシ ャル・ペーパー</p>	<p>略(不変)</p>
<p>不動産投資法人債</p>	<p><u>(1) および(2)を満たしていること。</u></p> <p><u>(1)投資法人(投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)第2条第12項に規定する投資法人をいう。以下同じ。)が発行するものであって、適格格付機関からAA格相当以上の格付を取得していること等、発行投資法人の信用力その他の事情(連帯保証をしている企業がある場合には、当該企業が適格格付機関からA格相当以上の格付を取得していること等、その信用力を含む。投資法人が債務者である債務の適格基準において以下同じ。)を勘案して、本行が適格と認める公募投資法人債であること。</u></p> <p><u>(2)発行投資法人の主たる運用対象が、不動産、不動産の賃借権および地上権ならびにこれらを裏付資産とする資産担保証券、その他本行がこれらに類する不動産関連資産と認める資産であること。</u></p>

<p>短期不動産投資法人債</p> <p>不動産投資法人が振出す手形</p> <p>不動産投資法人コマースナル・ペーパー</p>	<p>(1) から (3) までをいずれも満たしていること。</p> <p>(1) 投資法人が発行するものであって、発行投資法人の信用力その他の事情を勘案して、本行が適格と認めるものであること。</p> <p>(2) 発行投資法人の主たる運用対象が、不動産、不動産の賃借権および地上権ならびにこれらを裏付資産とする資産担保証券、その他本行がこれらに類する不動産関連資産と認める資産であること。</p> <p>(3) 発行日から償還期日までの期間が1年以内のものであること。</p>
<p>外国政府債券</p> <p>国際金融機関債券</p> <p>企業に対する証書貸付債権</p>	<p>略(不変)</p>
<p>不動産投資法人に対する証書貸付債権</p>	<p>(1) から (3) までをいずれも満たしていること。</p> <p>(1) 投資法人が債務者であって、債務者が適格格付機関からAA格相当以上の格付を取得していること等、債務者たる投資法人の信用力その他の事情を勘案して、本行が適格と認めるものであること。</p> <p>(2) 債務者たる投資法人の主たる運用対象が、不動産、不動産の賃借権および地上権ならびにこれらを裏付資産とする資産担保証券、その他本行がこれらに類する不動産関連資産と認める資産であること。</p> <p>(3) 残存期間が10年以内のもの(満期が応当月内に到来するものを含む。)であること。</p>

<p>交付税及び譲与税配付金特別会計に対する証書貸付債権</p> <p>預金保険機構に対する政府保証付証書貸付債権</p> <p>銀行等保有株式取得機構に対する政府保証付証書貸付債権</p>	<p>略（不変）</p>
---	--------------

（附則）この一部改正は、平成 21 年 2 月末までの総裁が別に定める日から実施する。

別紙 2 .

「コマーシャル・ペーパー等の売戻条件付買入基本要領」中一部改正

4 . を横線のとおり改める。

4 . 買入対象

「適格担保取扱基本要領」（平成 12 年 10 月 13 日付政委第 138 号別紙 1 .）の定めるところにより担保として適格と認めるコマーシャル・ペーパー、短期社債、保証付短期外債および、資産担保短期債券および短期不動産投資法人債（本要領において「コマーシャル・ペーパー等」と総称する。）とする。

(附則)この一部改正は、「「適格担保取扱基本要領」の一部改正等に関する件」
(平成21年1月22日付政委第7号)別紙1.の「適格担保取扱基本
要領」中の一部改正を実施する日から実施する。

別紙3.

「企業金融支援特別オペレーション基本要領」中一部改正

8.(2)を横線のとおり改める。

(2)貸付先ごとの貸付限度額は、各貸付先が共通担保として差入れている社
債、短期社債、保証付短期外債、企業が振出す手形、コマーシャル・ペー
パー(資産担保コマーシャル・ペーパーおよび不動産投資法人コマーシ
ャル・ペーパーを除く。)および企業に対する証書貸付債権の担保価額相
当額の合計額とする。ただし、貸付実行時点における当該貸付先が差入
れている共通担保の担保余裕額相当額を超えることはできない。

(附則)この一部改正は、「「適格担保取扱基本要領」の一部改正等に関する件」
(平成21年1月22日付政委第7号)別紙1.の「適格担保取扱基本要
領」中の一部改正を実施する日から実施する。

「コマーシャル・ペーパー等買入基本要領」中一部改正

4 . を横線のとおり改める。

4 . 買入対象

以下の要件を満たすコマーシャル・ペーパー（資産担保コマーシャル・ペーパーおよび不動産投資法人コマーシャル・ペーパーを除く。以下同じ。）短期社債、保証付短期外債、資産担保コマーシャル・ペーパーおよび資産担保短期債券（本要領において「コマーシャル・ペーパー等」と総称する。）のうち、買入対象とすることが適当でないと認められる特段の事情がないものとする。

(1) }
 } 略 (不変)
(3) }

(附則) この一部改正は、「「適格担保取扱基本要領」の一部改正等に関する件」(平成 21 年 1 月 22 日付政委第 7 号)別紙 1 . の「適格担保取扱基本要領」中の一部改正を実施する日から実施する。

「日本銀行業務方法書」中一部変更

第九条第二号を横線のとおり改める。

二 担保の種類

貸付けを行うに当たっては、担保として、次に掲げる有価証券のうち当銀行が適当と認めるものを徴求する。

イ
）
ヌ

略（不変）

ル 不動産投資法人債（不動産投資法人が発行する投資法人債をいう。）

ヲ 短期不動産投資法人債（不動産投資法人が発行する短期投資法人債をいう。）

ル
）
カ

略（不変）

第十一条を横線のとおり改める。

（コマーシャル・ペーパー等の売戻条件付買入れ）

第十一条 当銀行は、第六条第一項第三号に規定する業務として、次の各号に定めるところにより、コマーシャル・ペーパー、短期社債、保証付短期外債及び資産担保短期債券及び短期不動産投資法人債（以下この条において「コマーシャル・ペーパー等」という。）の売戻条件付買入れを行う。

一
）
四

略（不変）

（附則）

この業務方法書の一部変更は、「適格担保取扱基本要領」の一部改正等に

関する件」(平成21年1月22日付政委第7号)別紙1.の「適格担保取扱基本要領」中の一部改正を実施する日から実施する。

(12)「適格担保取扱基本要領」の一部改正等に関する件(平成21年2月19日決定)

「適格担保取扱基本要領」の一部改正等に関する件

(案 件)

金融調節の一層の円滑化を図る観点から、政府保証付短期債券を適格担保とし、また、コマーシャル・ペーパー等の売戻条件付買入の対象とするため、下記の諸措置を講ずること。

記

1. 「適格担保取扱基本要領」(平成12年10月13日付政委第138号別紙1.)を別紙1.のとおり一部改正すること。
2. 1.の一部改正の実施を条件に、「適格担保取扱基本要領」4.(3)の定めにかかわらず、株式会社日本政策金融公庫が発行する政府保証付短期社債については、同基本要領別表1に定める政府保証付短期債券に該当するものとして適格担保とすること。
3. 「コマーシャル・ペーパー等の売戻条件付買入基本要領」(平成10年12月15日付政第253号別紙1.)を別紙2.のとおり一部改正すること。
4. 「日本銀行業務方法書」(平成10年3月24日付政第29号別紙3.)を別紙3.のとおり一部変更すること。

以 上

「適格担保取扱基本要領」中一部改正

別表 1 を横線のとおり改める。

別表 1

担保の種類および担保価格

1 . }
{ } 略 (不変)
2 . }

3 . 政府保証付短期債券

元本額の 9 7 %

~~3 4 .~~ }
{ } 略 (不変)
~~2 1 2 2 .~~ }

(特則)

1 . から ~~4 3~~ 1 4 . までに掲げるもののうち、パス・スルー
債等、元本の分割償還が行われることがある債券

(1) }
{ } 略 (不変)
(2) }

別表 2 を横線のとおり改める。

担保の種類ごとの適格基準

担保の種類	適格基準
国債（変動利付国債、 分離元本振替国債お よび分離利息振替国 債ならびに物価連動 国債を含み、割引短 期国債を除く） ） 政府保証付債券 地方債	略（不変）
<u>政府保証付短期債券</u>	<u>（１）および（２）を満たしていること。</u> <u>（１）短期社債または本行がこれに準ずると認める短</u> <u>期債券であること。</u> <u>（２）発行日から償還期日までの期間が１年以内のも</u> <u>のであること。</u>
財投機関等債券 ） 交付税及び譲与税配 付金特別会計に対す る証書貸付債権 預金保険機構に対す る政府保証付証書貸 付債権 銀行等保有株式取得 機構に対する政府保 証付証書貸付債権	略（不変）

（附則）この一部改正は、平成 21 年 2 月 25 日から実施する。

「コマーシャル・ペーパー等の売戻条件付買入基本要領」中一部改正

4 . を横線のとおり改める。

4 . 買入対象

「適格担保取扱基本要領」(平成12年10月13日付政委第138号別紙1.)の定めるところにより担保として適格と認めるコマーシャル・ペーパー、短期社債、保証付短期外債、政府保証付短期債券、資産担保短期債券および短期不動産投資法人債(本要領において「コマーシャル・ペーパー等」と総称する。)とする。

(附則)この一部改正は、平成21年2月25日から実施する。

「日本銀行業務方法書」中一部変更

第九条第二号を横線のとおり改める。

二 担保の種類

貸付けを行うに当たっては、担保として、次に掲げる有価証券のうち当銀行が適当と認めるものを徴求する。

イ }
) } 略(不変)
ハ }

ニ 政府保証付短期債券(政府が元本の償還及び利息の支払について保証している短期社債その他の短期債券をいう。)

ニホ }
) } 略(不変)
タレ }

第十一条を横線のとおり改める。

(コマーシャル・ペーパー等の売戻条件付買入れ)

第十一条 当銀行は、第六条第一項第三号に規定する業務として、次の各号に定めるところにより、コマーシャル・ペーパー、短期社債、保証付短期外債、政府保証付短期債券、資産担保短期債券及び短期不動産投資法人債(以下この条において「コマーシャル・ペーパー等」という。)の売戻条件付買入れを行う。

一 }
) } 略(不変)
四 }

(附則) この業務方法書の一部変更は、平成二十一年二月二十五日から実施する。

(13)「補完供給を目的として行う国債の買戻条件付売却基本要領」の一部改正に関する件(平成21年2月19日決定)

「補完供給を目的として行う国債の買戻条件付売却基本要領」の一部改正に関する件

(案 件)

金融調節の一層の円滑化を図るとともに、国債および資金決済の円滑確保にも資するとの観点から、「補完供給を目的として行う国債の買戻条件付売却基本要領」(平成16年4月9日付政委第37号別紙1.)を別紙.のとおり一部改正すること。

以 上

別紙.

「補完供給を目的として行う国債の買戻条件付売却基本要領」中一部改正

8.(2)を横線のとおり改める。

(2)時価売却価格比率

時価売却価格比率は、売却国債の種類および残存期間に応じ、次の別表に定めるとおりとする。

イ. 残存期間1年以内のもの	0.999
ロ. 残存期間1年超5年以内のもの	0.993
ハ. 残存期間5年超10年以内のもの	0.984
ニ. 残存期間10年超20年以内のもの	0.977
ホ. 残存期間20年超のもの	0.969

(附則)の次に次の別表を加える。

別表

時価売却価格比率

1. 利付国債(変動利付国債および物価連動国債を除く。)および国庫短期証券

(1) 残存期間1年以内のもの	0.999
(2) 残存期間1年超5年以内のもの	0.993
(3) 残存期間5年超10年以内のもの	0.984
(4) 残存期間10年超20年以内のもの	0.977
(5) 残存期間20年超30年以内のもの	0.969
(6) 残存期間30年超のもの	0.954

2. 変動利付国債

(1) 残存期間1年以内のもの	0.999
(2) 残存期間1年超5年以内のもの	0.993
(3) 残存期間5年超10年以内のもの	0.979
(4) 残存期間10年超20年以内のもの	0.979

3. 物価連動国債

(1) 残存期間1年以内のもの	0.988
-----------------	-------

(2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの	0 . 9 8 2
(3) 残存期間 5 年超 1 0 年以内のもの	0 . 9 7 6
(4) 残存期間 1 0 年超 2 0 年以内のもの	0 . 9 6 5
(5) 残存期間 2 0 年超 3 0 年以内のもの	0 . 9 5 4
(6) 残存期間 3 0 年超のもの	0 . 9 4 8

(附則) この一部改正は、平成 2 1 年 2 月 2 0 日より実施する。

(14)「社債買入基本要領」の制定等に関する件（平成21年2月19日決定）

「社債買入基本要領」の制定等に関する件

（案 件）

適切な金融調節の実施を通じて、金融市場の安定確保を図るとともに、企業金融の円滑化に資する観点から、下記の諸措置を講ずること。

記

1. 「社債買入基本要領」を別紙1. のとおり制定すること。
2. 「社債買入における買入対象先選定基本要領」を別紙2. のとおり制定すること。
3. 「日本銀行業務方法書」（平成10年3月24日付政第29号別紙3）を別紙3. のとおり一部変更すること。

以 上

別紙1.

「社債買入基本要領」

1. 趣旨

この基本要領は、適切な金融調節の実施を通じて、金融市場の安定確保を図るとともに、企業金融の円滑化に資する観点から、本行が社債の買入を行うために必要な基本的事項を定めるものとする。

2. 買入店

本店（業務局）とする。

3. 買入対象先

金融機関（日本銀行法（平成9年法律第89号）第37条第1項に規定する金融機関をいう。ただし、整理回収機構および預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第13項に規定する承継銀行を除く。）金融商品取引業者（日本銀行法施行令（平成9年政令第385号）第10条第1項第2号に規定する金融商品取引業者のうち、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。）証券金融会社（日本銀行法施行令第10条第1項第3号に規定する証券金融会社をいう。）および短資業者（同項第4号に規定する者をいう。）のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

4. 買入対象

以下の要件を満たす社債（短期社債を除く。以下同じ。）のうち、買入対象とすることが適当でないと認められる特段の事情がないものとする。

- (1) 「適格担保取扱基本要領」（平成12年10月13日付政委第138号別紙1.）に定める適格担保基準を満たすものであること。
- (2) 適格格付機関からA格相当以上の格付を取得していること（発行企業またはその元利金の全額につき連帯保証している企業もしくは当該保証企業が発行する社債（保証付社債を除く。）がA格相当以上の格付を取得している場合を含む。）

(3) 買入日の属する月の月末日において残存期間が1年以内であるものであること。

(4) 5. に定める入札を実施する日以前に発行されたものであること。

5. 買入方式

買入対象先が売買利回りとして希望する利回りから本行が売買利回りの下限として定める利回り（以下「下限利回り」という。）を差し引いて得た値（以下「売買希望利回較差」という。）を入札に付してコンベンショナル方式により決定し、これにより買入れる方式とする。下限利回りは対象証券の残存期間に依りて本行が定める区分ごとに市場実勢等を勘案して定める。

6. 買入価格

買入対象先が本行による買入を希望する証券ごとに、下限利回りに5. に定める方式により決定した売買希望利回較差を加えて得た利回りに基づいて算出した価格とする。

7. 買入を行う期間

平成21年9月30日までとする。

8. 買入限度額等

(1) 買入残高の総額は1兆円を限度とする。

(2) 一発行体当りの買入残高は500億円を限度とする。ただし、買入の時点において、買入残高が平成20年7月から平成21年1月までの各月末における当該発行体の社債の総発行残高のうち最大のものの2割5分を超えている社債については、買入対象から除外する。

9. 買入日および買入金額等

買入日、買入金額その他買入を行うために必要な具体的事項については、金融市場の情勢等を勘案して買入のつど決定するものとする。

(附則) この基本要領は、本日より実施し、平成21年9月30日をもって廃止する。

別紙2.

「社債買入における買入対象先選定基本要領」

1. 趣旨

この基本要領は、社債買入に関する事務手続の明確化を図る趣旨から、「社債買入基本要領」(平成21年2月19日付政委第22号別紙1.)に規定する買入対象先(以下「対象先」という。)の選定を行うために必要な基本的事項を定めるものとする。

2. 対象先の選定基準等

対象先の選定に当たっては、「共通担保資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」(平成18年4月11日付政委第31号別紙2.)に基づいて選定された共通担保資金供給オペレーション(本店貸付)の貸付対象先または同要領に基づいて選定された共通担保資金供給オペレーション(全店貸付)の貸付対象先のうち本行本店を貸付店とする先から、対象先となることを希望する先を公募し、その公募に応じた先を選定するものとする。

3. 対象先の遵守事項等

(1) 対象先の公募に際しては、次に掲げる対象先としての遵守事項を明示するものとする。

イ、正確かつ迅速に事務を処理すること

ロ、金融政策遂行に有益な市場情報または分析を提供すること

(2) 対象先が(1)に掲げる事項に著しく背馳した場合には、対象先からの除外等の措置を講ずることができるものとする。

(3) (2)に定める場合のほか、「共通担保資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」2.に定める基準に鑑み必要と認められる場合には、対象先からの除外等の措置を講ずることができるものとする。

(附則) この基本要領は、本日より実施し、平成21年9月30日をもって廃止する。

別紙3.

「日本銀行業務方法書」中一部変更

第二章第四節中第十六条の次に次の一条を加える。

(社債の買入れ)

第十六条の二 当銀行は、第六条第一項第三号に規定する業務として、次の各号に定めるところにより、社債の買入れを行う。

一 相手方

買入れの相手方は、金融機関、金融商品取引業者、証券金融会社又は短資業者であって、当銀行と当座預金取引を有する者のうち、当銀行が第一条の目的を達成するため適当と認めるものとする。

二 買入れの対象となる社債

社債のうち当銀行が適当と認めるものを、買入れの対象とする。

三 買入れの価格

買入れの価格は、金融市場の情勢を勘案して定める。

四 買入れの限度

イ 社債の買入れの残高は、一兆円を限度とする。

ロ 発行体別の買入れの残高は、五百億円を限度とする。ただし、買入れを行う時点において、買入れの残高が平成二十年七月から平成二十一年一月までの各月末における各発行体の社債の総発行残高のうち最大のものの二割五分を超えている社債については、当該買入れの対象から除外する。

(附則)

この業務方法書の一部変更は、平成二十一年二月十九日から実施し、平成二十一年九月三十日限りその効力を失うものとする。

(15)「米ドル資金供給オペレーション基本要領」等の一部改正等に関する件(平成21年2月19日決定)

「米ドル資金供給オペレーション基本要領」等の一部改正等に関する件

(案 件)

最近の金融資本市場の情勢に鑑み、適切な金融調節の実施を通じて、金融市場の安定確保を図るとともに、企業金融の円滑化に資する観点から、下記の諸措置を講ずること。

記

1. 「米ドル資金供給オペレーション基本要領」(平成20年9月18日付政委第77号別紙1.)を別紙1.のとおり一部改正すること。
2. 「米ドル資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」(平成20年9月18日付政委第77号別紙2.)を別紙2.のとおり一部改正すること。
3. 「ニューヨーク連邦準備銀行との間の為替スワップ取極要綱」(平成20年9月18日付政委第77号別紙3.)を別紙3.のとおり一部改正すること。
4. 「資産担保コマーシャル・ペーパー等の適格性判定に関する特則」(平成20年10月14日付政委第93号別紙2.)を別紙4.のとおり一部改正すること。
5. 「資金供給円滑化のための補完当座預金制度基本要領」(平成20年10月31日付政委第101号別紙1.)を別紙5.のとおり一部改正すること。

- 6 . 「日本銀行業務方法書中一部変更」(平成20年10月31日付政委第101号別紙2 .)を別紙6 .のとおり一部変更すること。
- 7 . 「社債および企業に対する証書貸付債権の適格性判定等に関する特則」(平成20年12月2日付政委第117号別紙1 .)を別紙7 .のとおり一部改正すること。
- 8 . 「企業金融支援特別オペレーション基本要領」(平成20年12月19日付政委第124号別紙1 .)を別紙8 .のとおり一部改正すること。
- 9 . 「企業金融支援特別オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」(平成20年12月19日付政委第124号別紙2 .)を別紙9 .のとおり一部改正すること。
- 10 . 「コマーシャル・ペーパー等買入基本要領」(平成21年1月22日付政委第6号別紙1 .)を別紙10 .のとおり一部改正すること。
- 11 . 「コマーシャル・ペーパー等買入における買入対象先選定基本要領」(平成21年1月22日付政委第6号別紙2 .)を別紙11 .のとおり一部改正すること。
- 12 . 「「日本銀行業務方法書」中一部変更」(平成21年1月22日付政委第6号別紙3 .)を別紙12 .のとおり一部変更すること。

以 上

別紙1 .

「米ドル資金供給オペレーション基本要領」中一部改正

附則を横線のとおり改める。

(附則)

この基本要領は、本日より実施し、平成21年410月30日をもって廃止する。
ただし、同日以前の日を貸付日とする貸付けの取扱いについては、なお従前の例による。

別紙2.

「米ドル資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」中
一部改正

附則を横線のとおり改める。

(附則)

この基本要領は、本日より実施し、平成21年410月30日をもって廃止する。
ただし、同日以前に選定された対象先の取扱いについては、なお従前の例による。

別紙3.

「ニューヨーク連邦準備銀行との間の為替スワップ取極要綱」中一部改正

4 . を横線のとおり改める。

4 . 為替スワップ取極の有効期限（引出可能期限）

平成 2 1 年 4 1 0 月 3 0 日

別紙 4 .

「資産担保コマーシャル・ペーパー等の適格性判定に関する特則」中
一部改正

3 . を横線のとおり改める。

3 . 本措置は、平成 2 0 年 1 0 月末までの総裁が別に定める日から実施し、平
成 2 1 年 4 1 2 月 3 0 3 1 日をもって廃止する。

別紙 5 .

「資金供給円滑化のための補完当座預金制度基本要領」中一部改正

7 . を横線のとおり改める。

7 . 付利の開始および終了

この基本要領に基づく付利は、平成20年11月16日を起算日とする積み期間に関する当座預金または準備預り金に対する付利をもって開始し、平成21年3月16日を起算日とする積み期間に関する当座預金または準備預り金に対する付利をもって終了する。

別紙6 .

「日本銀行業務方法書中一部変更」中一部変更

附則を横線のとおり改める。

(附則)

この業務方法書の一部変更は、平成二十年十一月十六日から実施し、平成二十一年四月十五日限りその効力を失うものとする。

別紙7 .

「社債および企業に対する証書貸付債権の適格性判定等に関する特則」中一部改正

3 . を横線のとおり改める。

3. 本措置は、平成20年12月9日から実施し、平成21年4月30日をもって廃止する。

別紙8.

「企業金融支援特別オペレーション基本要領」中一部改正

1. を横線のとおり改める。

1. 趣旨

この基本要領は、最近の企業金融情勢を踏まえ、適切な金融調節の実施を通じて、金融市場の安定確保を図るとともに、企業金融の円滑化に資する観点から、企業金融支援特別オペレーション（適格担保を根担保として、共通担保として差入れられている民間企業債務の担保価額の範囲内で、金額に制限を設けずに、無担保コールレートの誘導目標と同水準の金利により、年度末越え資金を供給するを行う公開市場操作としての貸付けをいう。）を行うために必要な基本的事項を定めるものとする。

5. を横線のとおり改める。

5. 貸付期間

金融市場の情勢等を勘案して貸付けのつど決定する3か月以内の期間とする。ただし、~~返済期限は、平成21年4月30日を越えないものとする。~~

附則を横線のとおり改める。

(附則)

この基本要領は、本日より実施し、平成 2 1 年 4 9 月 3 0 日をもって廃止する。
ただし、同日以前の日を貸付日とする貸付けの取扱いについては、なお従前の例による。

別紙 9 .

「企業金融支援特別オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」中
一部改正

附則を横線のとおり改める。

(附則)

この基本要領は、本日より実施し、平成 2 1 年 4 9 月 3 0 日をもって廃止する。
ただし、同日以前に選定された対象先の取扱いについては、なお従前の例による。

別紙 1 0 .

「コマーシャル・ペーパー等買入基本要領」中一部改正

7. を横線のとおり改める。

7. 買入を行う期間

平成21年3-9月3-1-30日までとする。

附則を横線のとおり改める。

(附則)

この基本要領は、本日より実施し、平成21年3-9月3-1-30日をもって廃止する。

別紙11.

「コマーシャル・ペーパー等買入における買入対象先選定基本要領」中
一部改正

附則を横線のとおり改める。

(附則)

この基本要領は、本日より実施し、平成21年3-9月3-1-30日をもって廃止する。

「日本銀行業務方法書」中一部変更」中一部変更

附則を横線のとおり改める。

(附則)

この業務方法書の一部変更は、平成二十一年一月二十二日から実施し、平成二十一年三九月三十一日限りその効力を失うものとする。